

平成30年第2回矢掛町議会第1回臨時会（第1号）

1. 会議招集日時 平成30年5月24日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （閉会） 午前11時27分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	土 田 正 雄	出	10	高 岡 一 万	出
11	浅 野 毅	出	12	山 野 豊 久	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	武 井 道 忠
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	奥 野 隆 俊
町 民 課 長	稲 田 由 紀 子	保健福祉課長	小 川 公 一
産業観光課長	妹 尾 一 正	建設課長	渡 邊 孝 一
上下水道課長	平 井 勝 志	教育課長	松 嶋 良 治
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会計管理者	藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務企画課主幹	三 宅 伸 幸

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 奥村栄治 書記 笠行 淳

6. 議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙について
- 日程第 3 決定第 1 号 議席の決定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名

- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 選挙第 2 号 副議長選挙について
- 日程第 7 議案第 4 1 号 監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 8 決定第 2 号 常任委員会委員の指名について
決定第 3 号 議会運営委員会委員の指名について
- 日程第 9 選挙第 3 号 岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員の選挙について
選挙第 4 号 岡山県西部衛生施設組合議会議員の選挙について
選挙第 5 号 岡山県井原地区清掃施設組合議会議員の選挙について
選挙第 6 号 井原地区消防組合議会議員の選挙について
選挙第 7 号 井笠地区農業共済事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 10 議案第 4 2 号 専決処分の承認を求めることについて {公有財産の処分について (工場
用地の売払い) }
議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて (矢掛町税条例等の一部を改正す
る条例制定)
議案第 4 4 号 専決処分の承認を求めることについて (矢掛町国民健康保険税条例の一
部を改正する条例制定)

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議会事務局長（奥村栄治君）** 皆さん、おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選出されますまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員中最年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。

そこで、出席議員中の最年長でございます浅野議員さんを御紹介申し上げます。浅野議員さん、議席に御着きください。お願いいたします。

**○臨時議長（浅野 毅君）** 皆さん、おはようございます。

ただいま御紹介いただきました浅野でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

それでは、座らせていただき、進行させていただきます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回矢掛町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、町長からの御挨拶があります。町長。

**○町長（山野通彦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第2回矢掛町議会第1回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には公私とも何かと御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員の皆様とは、先日の全員協議会におきましてお会いしたところでございますが、本日は町長及び町議会議員の任期満了に伴います改選後の初議会でございます。

改めまして、議員の皆様には、御当選まことにおめでとうでございます。心からお祝いを申し上げます。

また、私ごとでは恐縮でございますが、町民の皆様のご温かい御支援により再選させていただき、町長という重責を再び担わせていただくことになり、改めてその責任の重大さに身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

いよいよ、3期12年で推進した事業を4期目に総仕上げとして、町民の皆様のご意見等を賜りながら、住みたいまち、住んでよかったまちづくりを目指し、更なる矢掛町の発展に向けて、職員ともども英知を結集し全力を傾ける所存でございます。

どうか、議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻をいただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

なお、この議会におきまして、私自身、町長就任にあたりまして、町政に対します政策方針等につきまして、お話しさせていただくべきかと考えておりましたが、このたびの臨時議会につきましては、議会構成を主といたしておりますし、来月には定例議会がございます。

その際には、3月議会で議決いただきました今年度予算が、選挙を控えましてのいわゆる骨格予算といたしておりました関係上、その肉付けや取り組み方針等につきましての説明も必要となって参ろうかと存じます。

従いまして、今議会におきましては、就任の御挨拶のみにとどめさせていただきたいと存じますので、御理解の程をよろしくお願いをいたします。

なお、本日は議会構成と合わせまして、執行部からの提案といたしまして、監査委員の選任に同意を求めることについて及び専決処分の承認を求めることについて3件の計4件のご審議をいただくことに

いたしておりますので、どうか、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

**○臨時議長（浅野 毅君）** 町長の挨拶が終わりました。

ここで御報告いたします。病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（浅野 毅君） 日程第1，仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席のとおりといたします。

~~~~~

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

**○臨時議長（浅野 毅君）** 日程第2，選挙第1号，議長選挙を行います。

議長選挙の方法について、お諮りいたします。選挙の方法は投票が原則であります。全会一致の場合は指名推選によることもできることになっております。これにつきまして、御意見ありませんか。

11番，山野豊久君。

**○11番（山野豊久君）** 私自身は、投票により決定をしていただきたいと思います。

**○臨時議長（浅野 毅君）** ただいま山野議員さんより、投票によるべきとの発言がありましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○臨時議長（浅野 毅君）** ただいま投票によるべきとの御意見がございましたので、議長選挙は投票により行うことと決定いたしました。

更に、お諮りいたします。投票に入る前に、ここで休憩をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○臨時議長（浅野 毅君）** 御異議ありませんので、ただいまから休憩いたします。休憩は何時までとするか、お諮りいたします。

（発言する者あり）

**○臨時議長（浅野 毅君）** 暫時という御意見がありましたが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○臨時議長（浅野 毅君）** それでは、暫時ということをお願いいたします。

更に、もう1点お諮りいたします。本日の会議は、初会議の人事案件のほか執行部からも議案が提出されておりますが、議会人事案件が終了するまでの間の、町執行部の方々の会議出席の要否につきましては適宜町長に一任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○臨時議長（浅野 毅君）** 御異議ありませんので、そのように取り計らいをお願いいたします。

それでは、ただいまから暫時休憩に入ります。休憩。

〔暫時休憩〕

~~~~~

○臨時議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議長選挙の投票を行います。

議場の閉鎖をいたします。事務局、議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（浅野 毅君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして、仮議席番号1番田中輝夫君と仮議席番号2番高月敏文君を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（浅野 毅君） 念のため申し上げますが、投票は単記無記名でお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔なし〕

○臨時議長（浅野 毅君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を職員にさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（浅野 毅君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票に入ります。それでは、1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○臨時議長（浅野 毅君） 投票漏れはありませんか。

〔なし〕

○臨時議長（浅野 毅君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。1番田中輝夫君と2番高月敏文君は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（浅野 毅君） 開票の結果を御報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

高岡一万君 10票

石井信行君 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。従って、高岡一万君が議長に当選と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。事務局、議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（浅野 毅君） ただいま議長に当選されました高岡一万君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定によりまして、当選告知をいたします。

高岡一万君、議長当選の承諾並びに挨拶を議長席前の演台でお願いいたします。

○議長（高岡一万君） ただいま議長に選出をしていただきました、高岡でございます。大変ありがとうございました。

さて、この度の選挙でありますけれども、我々町議選は無投票という結果でありましたですけれども、議員としてのその職責というのは変わるということではありません。緊張感を持って、全力でその職責を全うしていきたいと思っております。

そして、町長選でありますけれども、山野町政の継続を選択するのか、あるいは変化を選択するのか、ということで町民全員の声を問いまして、その結果、投票率 68.76 パーセント、有効票数 8,276 票、山野通彦町長候補 4,048 票という結果でありました。

山野町長さんにおかれましては、素晴らしい成績での御当選、大変おめでとうございました。

このように、有効票数の半数近くが、財政規律を厳しく守る中で、なお健全財政、その中で安定して成長していく、そういった半数近くの方がそれを選択されました。

我がまちの、福祉の向上、あるいは元気なまちをつくり上げていく、といったことにつきましては、町長、執行部にいたしましても、我々議会にいたしましても、同じ考えではないかなと、私は思っております。

しかし、その上でまちの発展のために使われていくお金が正しく使われているのかどうか、それを厳しく慎重に審査をしていく、それが議会に求められている重要な職責の一つでないかなと思っております。

皆さんの御協力をいただいて、そして、執行部と議会が両輪となりまして、緊張感を保つ議会運営をしっかりとしていきたいと思っております。

皆さんの御協力をよろしく願いをいたしまして、挨拶にさせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（浅野 毅君） 議長には議長席にお着きください。

これをもちまして、臨時議長の職務を終了いたします。御協力感謝いたします。議長と交代いたします。どうもありがとうございました。

○議長（高岡一万君） 議長を交代いたしました。どうぞよろしく願いをいたします。

ここで、嶋山教育長より、公務のため退席させていただきたいとの申し出がありましたので、退席を願うこととなります。退席にあたり暫時休憩したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。また、この際、議事日程の追加を行います。

ただいまから職員が議事日程を配付いたします。

嶋山教育長の退席と議事日程配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔追加議事日程配付〕

○議長（高岡一万君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の追加議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第3 決定第1号 議席の決定について

**○議長（高岡一万君）** 日程第3、決定第1号、議席の決定についてを議題といたします。

議席の決定は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長が定めることになっておりますので、念

のため職員に議席番号及び議員の氏名を朗読させます。事務局長。

**○議会事務局長（奥村栄治君）** 失礼いたします。それでは、命によりまして、議席の順番を御報告申し上げます。

1 番田中輝夫議員、2 番高月敏文議員、3 番原田秀史議員、4 番小塚郁夫議員、5 番石井信行議員、6 番山部多喜夫議員、7 番花川大志議員、8 番川上淳司議員、9 番土田正雄議員、10 番が議長の高岡一万議員となっております、11 番が浅野毅議員、12 番が山野豊久議員でございます。以上でございます。

**○議長（高岡一万君）** 議席につきましては、ただいま朗読したとおり決定いたしましたので、席の御移動をお願いいたします。

〔席移動〕

~~~~~

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（高岡一万君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1 番田中輝夫議員、2 番高月敏文議員を指名いたします。

~~~~~

日程第5 会期の決定

**○議長（高岡一万君）** 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第6 選挙第2号 副議長選挙について

○議長（高岡一万君） 日程第6、選挙第2号、副議長選挙を行います。

副議長選挙の方法について、お諮りいたします。選挙の方法は投票が原則であります。全会一致の場合は指名推選によることもできることになっております。これにつきまして、御意見はありませんか。12番。

○12番（山野豊久君） 議長と同じように、投票によって選出をお願いいたします。

○議長（高岡一万君） ただいま12番議員さんから、投票によるべきとの御意見がありました。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 投票によるべきとの御意見がありましたので、副議長選挙は投票によって行うことに決定いたします。

更に、お諮りいたします。投票に入る前に、ここで休憩に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 御異議ありませんので、ただいまから休憩いたします。休憩は何時までとする

か、お諮りいたします。

(発言する者あり)

○議長(高岡一万君) 暫時という意見がありました、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高岡一万君) それでは、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長(高岡一万君) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の追加議事日程は、お手許に配付のとおりであります。ただいまから副議長選挙の投票を行います。

議場の閉鎖をいたします。事務局、議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長(高岡一万君) ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして、議席番号3番原田秀史君と4番小塚郁夫君を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長(高岡一万君) 念のために申し上げますが、投票は単記無記名をお願いいたします。

配付漏れはありませんでしょうか。

〔なし〕

○議長(高岡一万君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を職員にさせます。

〔投票箱点検〕

○議長(高岡一万君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票に入ります。それでは、1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長(高岡一万君) 投票漏れはありませんか。

〔なし〕

○議長(高岡一万君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票をいたします。3番原田秀史君と4番小塚郁夫君は開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長(高岡一万君) 開票の結果を御報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票中

花川大志君 11票

白票 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。従って、花川大志君が副議長に当選と決定いたしました。議場の閉鎖を解きます。事務局、議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

○議長（高岡一万君） ただいま副議長に当選されました花川大志君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によりまして、当選告知をいたします。

花川大志君、副議長当選の承諾並びに挨拶を議長席前の演台でお願いいたします。

○7番（花川大志君） 花川でございます。まずもって、議員の皆様方には先ほど御選任を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。感謝申し上げます。

私、一番若い議員でございますが、このたびの副議長選挙を受け、謹んで副議長の職、お受けいたします。高岡議長の方針に従い、議会運営、また執行部さんとの運営、協議にしっかりと汗をかいてまいります。議会の円滑な運営、議員同士の切磋琢磨、そういったことにしっかりと、議長をサポートして取り組んでまいり所存でございます。

どうか議員の皆様方には、御協力の程を謹んでお願いを申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（高岡一万君） ここで暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（高岡一万君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第7 議案第41号 監査委員の選任に同意を求めることについて

**○議長（高岡一万君）** 日程第7、議案第41号、監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

本案は議員の自己に関する事件につき、地方自治法第117条の規定により、山野豊久君の退場を求めます。

〔12番 山野豊久君 退場〕

**○議長（高岡一万君）** 町長から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第7、議案第41号、監査委員の選任に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

議員の任期満了によりまして、議会から選出する監査委員が欠員となっておりますが、このたび山野豊久議員を監査委員にお願いいたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、この議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 町長からの提案説明が終わりました。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決まら

た。

山野豊久君の入場をお願いいたします。

〔12番 山野豊久君 入場〕

**○議長（高岡一万君）** ただいま監査委員の選任に同意が得られました山野豊久君が議場におられますので、この際、挨拶を議長席前の演台でお願いいたします。12番。

**○12番（山野豊久君）** 監査委員に就任に当たり、ひとこと御挨拶を申し上げます。ただいま監査委員として御同意いただきまして、まことにありがとうございます。もとより、浅学非才ではございますけれども、見識を有する監査委員さんと共に、ここに監査委員という重責を担い、精一杯努力していきたいと思っております。

何卒、皆様の一層の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

~~~~~

日程第8 決定第2号 常任委員会委員の指名について

決定第3号 議会運営委員会委員の指名について

○議長（高岡一万君） 日程第8、決定第2号、常任委員会委員の指名について、決定第3号、議会運営委員会委員の指名についてを一括議題といたします。

各常任委員及び議会運営委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

既に選考しておりますので、ただいまから事務局に各委員会の選任案を朗読、発表させます。事務局長。

○議会事務局長（奥村栄治君） 失礼いたします。それでは、命によりまして、議長指名により、まず各委員会委員さんの選任案を朗読させていただきます。

〔各委員会委員選任案について朗読記載省略〕

○議長（高岡一万君） 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の指名につきましては、ただいま事務局に朗読させましたとおり、選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、決定第2号、常任委員会委員の指名について、決定第3号、議会運営委員会委員の指名については、ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

なお、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長が互選されておりますので、この際事務局から報告させます。事務局長。

○議会事務局長（奥村栄治君） 失礼いたします。それでは、命によりまして、各委員会の正・副委員長さんの互選結果を御報告させていただきます。

まず、総務文教常任委員会、委員長は花川大志議員さん、副委員長は高月敏文議員さんでございます。

次に、産業福祉常任委員会、委員長は土田正雄議員さん、副委員長は原田秀史議員さんでございます。

続きまして、予算決算常任委員会委員長は浅野毅議員さん、副委員長は山部多喜夫議員さんでございます。以上の方々でございます。

○議長（高岡一万君） 各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長につきましては、ただいま報

告のありましたとおり互選されました。訂正をいたします。

○議会事務局長（奥村栄治君） 失礼しました。議会運営委員会の正・副委員長の方を追加で発表させていただきます。委員長が山野豊久議員さん、副委員長が川上淳司議員さんでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 失礼をいたしました。各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長につきましては、ただいま報告のありましたとおり互選されました。

~~~~~

日程第9 選挙第3号 岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員の選挙について

選挙第4号 岡山県西部衛生施設組合議会議員の選挙について

選挙第5号 岡山県井原地区清掃施設組合議会議員の選挙について

選挙第6号 井原地区消防組合議会議員の選挙について

選挙第7号 井笠地区農業共済事務組合議会議員の選挙について

**○議長（高岡一万君）** 日程第9、選挙第3号から選挙第7号までの5案件を一括議題といたします。お諮りいたします。本案に対する選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 御異議なしと認めます。よって、本5案は指名推選によることと決定いたしました。

更に、お諮りいたします。指名は議長において行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

ただいまから職員に順次氏名を報告させます。事務局長。

**○議会事務局長（奥村栄治君）** 失礼いたします。それでは、命によりまして、各組合議会議員の氏名を御報告させていただきます。

まず、選挙第3号の岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員さんでございますが、山野豊久議員さん、川上淳司議員さん、花川大志議員さん、石井信行議員さん、小塚郁夫議員さん、高月敏文議員さんの6名でございます。

続きまして、選挙第4号の岡山県西部衛生施設組合議会の議員さんでございますが、浅野毅議員さん、田中輝夫議員さんの2名でございます。

続きまして、選挙第5号の岡山県井原地区清掃施設組合議会の議員さんでございますが、花川大志議員さん、山部多喜夫議員さん、石井信行議員さんの3名でございます。

続きまして、選挙第6号の井原地区消防組合議会の議員さんでございますが、川上淳司議員さん、原田秀史議員さん、田中輝夫議員さんの3名でございます。

続きまして、選挙第7号の井笠地区農業共済事務組合議会の議員さんでございますが、土田正雄議員さん、小塚郁夫議員さん、原田秀史議員さんの3名でございます。

以上でございます。

**○議長（高岡一万君）** ただいま報告のありましたとおり、それぞれ指名し、当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、選挙第3号、岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員の選挙について、選挙第4号、岡山県西部衛生施設組合議会議員の選挙について、選挙第5号、岡山県井原地区清掃施設組合議会議員の選挙について、選挙第6号、井原地区消防組合議会議員の選挙について、選挙第7号、井笠地区農業共済事務組合議会議員の選挙については、ただいま指名いたしました方々と決定いたしました。

~~~~~

日程第10 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて {公有財産の処分について（工場用地の売払い）}

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

○議長（高岡一万君） 日程第10、議案第42号から議案第44号までの一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） それでは議案第42号から議案第44号までの、専決処分の承認を求めることについて3議案について提案理由を御説明申し上げます。3議案とも地方自治法第179条第2項の規定に基づきまして、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきましてこの議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、議案第43号及び議案第44号につきましては、先の3月議会最終日に開かれました全員協議会におきまして、本年度におきます税制改正の要点と、関係法令の施行後に専決処分を行う予定であること報告をさせていただいております。

まず、議案第42号公有財産の処分についてでございますが、平成29年度地域開発事業特別会計で実施しておりました中地区工場用地につきまして、“名水美人ファクトリー株式会社”に売却させていただいたものでございます。詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますのでよろしく願いをいたします。

次に、議案第43号矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定については、地方税法等改正に基づきまして給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振替に伴います所得要件の見直し、法人町民税の電子情報処理組織による提出義務、また、たばこ税につきましては、製造たばこの追加及び税率の改正でございます。

次に、議案第44号矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、地方税等の改正に基づきまして課税限度額の引き上げと、低所得者にかかる保険税、軽減判定所得の見直しでございます。詳細につきましては、町民課長が説明いたしますのでよろしく願いをいたします。

○議長（高岡一万君） 次に、議案の説明を求めます。総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 〔議案第42号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） 町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君） 〔議案第43号、議案第44号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。専決処分の承認を求めることについての3議案は、それぞれ承認することに御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号専決処分の承認を求めることについて〔公有財産の処分について（工場用地の売払い）〕、議案第43号専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）、議案第44号専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）については、それぞれ原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

**○議長（高岡一万君）** お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。よって次期議会の会期日程等の議会運営については、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 御異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営については、閉会中の議会運営委員会における継続審査に、また各常任委員会の調査研究については閉会中の各常任委員会の継続審査とすることに決しました。

更に、お諮りいたします。本臨時議会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、これをもって臨時会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 御異議なしと認めます。よって、本臨時会は、これをもって閉会することに決しました。

閉会にあたりまして、町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山野通彦君）** 閉会にあたりまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、人事案件として上程いたしました、監査委員の選任に同意を求めることについて並びに3件の専決処分の承認を求めることにつきまして、終始慎重な御審議と適切な御決定をいただき、まことにありがとうございました。

また、本日新しく議長さん、副議長さんが選出され、監査委員の選任同意もいただき、また各常任委員会及び議会運営委員会、更に各組合議員の新しいスタッフもお決まりでございます。

今後におきましては、議員皆様の御支援と御理解いただきながら、「やさしさにあふれ かいてきでげんきなまち」の実現のため、職員一丸となって鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお

願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は、大変ありがとうございました。

**○議長（高岡一万君）** 皆様、御苦労さまでした。

それでは、今後、議会の運営に御協力のほどをよろしく願いをいたします。本臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前11時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

矢掛町議会臨時議長

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員

平成30年第3回矢掛町議会第2回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 平成30年6月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分  
 (議事) 午前 9時30分  
 (散会) 午前10時33分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 花 川 大 志 | 出          | 8        | 川 上 淳 司   | 出          |
| 9        | 土 田 正 雄 | 出          | 10       | 高 岡 一 万   | 出          |
| 11       | 浅 野 毅   | 出          | 12       | 山 野 豊 久   | 出          |



4. 説明のために出席した者の職氏名

|                     |           |           |         |
|---------------------|-----------|-----------|---------|
| 町 長                 | 山 野 通 彦   | 副 町 長     | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長               | 嶋 山 英 二   | 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 |
| 町 民 課 長             | 稲 田 由 紀 子 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産 業 観 光 課 長         | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上 下 水 道 課 長         | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢 掛 病 院 事 務 長       | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介 護 老 人 保 健 施 設 務 長 | 丹 下 裕 之   | 総務企画課代理   | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹             | 三 宅 伸 幸   |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて  
議案第46号 監査委員の選任に同意をもとめることについて
- 日程第5 報告第1号 平成29年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について  
報告第2号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費について  
報告第3号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計予算の繰越明許費について
- 日程第6 議案第47号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第48号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第49号 町道の路線変更について  
議案第50号 平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について  
議案第51号 工事請負契約の締結について（原ヶ市橋上部架設工事の請負契約の締結）



午前9時30分 開会

**○議長（高岡一万君）** 皆さん、おはようございます。

6月は一年中で最も不快な梅雨の季節でありますけれども、気温が不安定で体温の調節を非常にしにくく、身体も不調気味になる季節でありますけれども、皆さんには本日生き生きと緊張感を持たれて、定例会に御出席御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第3回矢掛町議会第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本定例会の会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので、御報告申し上げます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高岡一万君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番原田秀史君と4番小塚郁夫君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（高岡一万君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日5日から13日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から13日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（高岡一万君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告をしていただきます。町長。

○町長（山野通彦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第3回矢掛町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも何かと御多用の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、先月28日には九州北部及び四国が5年ぶりとなる5月中の梅雨入りの発表があり、中国地方の梅雨入りは、明後日6月7日頃だろうと言われております。梅雨を控え、長雨や大雨による災害、農作物の被害等が心配されます。

そして、先月29日には災害防止連絡会議を開催し、消防、警察、自治協議会、土地改良区、岡山県などの関係機関と、町内における危険個所の確認、町の対応や防災資機材の備蓄などについての情報交換を行い、災害の発生を未然に防ぎ、災害発生時に迅速な対応が行えるように、万全を期しているところでございます。

そして、先月開かれました臨時議会におかれましては、正副議長、各常任委員会等の構成も決定されたところであり、議員の皆さんには、改めて本町の発展に向け格別の御理解と御協力をお願いするところ

ろでございます。

そこで、今議会は私自身、町長就任後の初の定例議会ということであり、先般の臨時議会でもお伝えいたしておりますので、恐縮ではございますが、少し時間を頂戴いたしまして最近の国政の動向などを踏まえまして、今後におきます町政への取り組み方針について、述べさせていただきたいと思っております。

まず、経済状況をみますと、内閣府の5月の月例経済報告では、「景気は緩やかに回復している。」とし、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されるが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意することがある、としております。

アメリカが、中国を中心に対外圧力を強めており、米中間の貿易摩擦がエスカレートしますと、アジアを中心に世界経済の下押し要因になり、今後も海外の動向に注意しなければなりません。

国内では、政府が策定する経済財政運営の指針となります、骨太の方針の骨子案が示され、来年10月に予定される消費税増税が日本経済に深刻な影響を与えないよう、住宅や自動車に関連する減税措置の拡大の検討や、幼児教育、保育の無償化の全面実施について、盛り込まれる方針でございます。

そこで、町政におきます政策方針についてでございますが、第6次振興計画の前期基本計画に基づき、挑戦と安定を基本とし、推進してきた事業をさらに発展させてまいります。

同時に、選挙公約を事業内容によって、効率的に着々と実行してまいり所存でございます。

まず、第一に申し上げたいのが、少子化による人口減少対策であります。国の30年度予算では、幼児教育の無償化を段階的に自主財源や、保育の受け皿整備などを盛り込んでおり、基本的には国策でやるべきですが、この問題は一朝一夕で効果が出るものではありません。町としてもこれまでも、結婚・出産・子育て環境の充実に積極的に努めてまいりました。

平成30年度からの幼稚園や保育園保育料の無料化、幼稚園の完全給食の実施、さらには給食費・学用品も無料、幼稚園保育料ももちろん無料、そして、誕生祝金・入学祝金の支給、子どもの医療費無料、予防接種の補助など、子どもの成長に合わせた施策を今後も財源を考慮しながら、継続させてまいりたいと思っております。

また、介護及び健康対策についてでございますが、生活習慣病予防を狙いにした、特定健康診査等の受診率は、これまでの取り組みにより、県内自治体の中でも高い水準にあります。更なる受診率の向上を求めるだけでなく、健診結果をしっかりと分析し、特定保健指導やがん検診受診勧奨などに力を入れることで、健康増進や医療費の伸びの抑制につなげたいと考えております。

また病気になるために、ウォーキングサロン、お達者教室・ミニお達者教室などを活用し積極的に体を動かすことにより健康増進を図り、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

そして、企業誘致を中心とした職場の確保、定住促進助成や、空き家改修補助などの住宅整備、移住促進を進めてまいりたいと考えております。

また、古民家が多く残る町並みや、矢掛町育成牧場といった観光資源に加え、丸ごと道の駅を実現して、交流人口や外国人訪問客を増加させ、矢掛の知名度を上げることで地域の活性化を図っていきたくと考えております。

次に、教育部門におきましては、確かな学力の向上、特別支援教室の充実、おいしい給食の実施など、ふる里やかけを愛し、ふる里やかけで活躍するたくましい子どもの育成を目指してまいりたいと考えて

おります。

今後の、矢掛町の活性化と安心・安全でげんきなまちづくりを目指して、引き続き誠心誠意をモットーに努力してまいりたいと思っておりますので、町民の皆様の英知と行動力を賜りながら、議員の皆様には格段の御指導御鞭撻の程お願い申し上げまして政策方針とさせていただきます。

さて、本日御審議をお願いいたします案件は、人事案件について2件、条例の一部改正2件、町道の路線変更について1件、一般会計補正予算について1件、工事の請負契約の締結について1件。

また、本日御報告いたします案件が、平成29年度一般会計予算の繰越明許費についてなどの予算繰越について3件、計10件であります。

どうか適切な御決定を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。全部で7件でございます。

報告第1号、国民健康保険税、税率の据え置きについて御報告を申し上げます。

国保の制度改革により、本年度から、国民健康保険財政の運営主体は都道府県に移行されました。そこで、都道府県が各市町村でかかった医療費を負担することとなりますが、市町村は、都道府県に納付金を支払いますので、制度が変わっても、保険税率を決定するのは各市町村となっております。

本町では、特定健診・保健指導の推進に力を入れてきた効果がようやく表れ、医療費もこの2年間は下がってきております。

また、私自身も国民健康保険の被保険者の皆様の負担が急激に増加することのないよう、機会あるごとに県へ財政支援措置の要望等を行い、岡山県も理解を示し、平成30年度については、激変緩和措置や国の公費の拡充を受けることができることとなりました。

これらのことを総合的に判断し、平成30年度の税率は変更せず、据え置きとすることといたしましたので、御報告申し上げます。

今後とも、早期発見早期治療のために、特定健診や特定保健指導などに力を入れて取り組んでまいりますので、医療費の適正化に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

報告第2号、矢掛病院の常勤医師の異動について御報告申し上げます。

この度、岡山大学第2外科の医局人事により常勤医師の異動があり、村岡孝幸医師が5月末で退職され、新たに7月1日から寺本淳医師をお迎えすることとなりましたので、御報告申し上げます。

村岡孝幸医師におかれましては、平成28年4月から矢掛病院に赴任され、2年2か月間の勤務医ではありましたが、矢掛町の医療にご尽力いただきましたことに、心から感謝申し上げますとともに、今後の御活躍をお祈りしたいと思います。

また、新たにお迎えする寺本淳医師は、現在、岡山市民病院で外科医師として勤務されている、優秀な外科医でございます。

議員の皆さんにおかれましても、引き続き格段の御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

報告第3号、矢掛町土地開発公社の経営状況書類の提出について御報告申し上げます。

矢掛町土地開発公社につきましては、地方自治法243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、平成29年度矢掛町土地開発公社決算書並びに平成30年度矢掛町土地開発公社事業計画及び予算をお手許に配付させていただき、御報告させていただきます。

主な事業活動につきましては、定住促進対策として住宅用地の販売を進めておりましたが、平成29年度は10区画を販売し、東川面第2分譲地、北田住宅分譲地、本堀西住宅分譲地を完売し、好調な販売状況となっております。

さらに、江良地区の工場用地の取得、また新たな分譲地として、里山田地区、東川面地区へ住宅用地の取得等を行っております。

定住対策及び企業誘致につきましては、引き続き積極的な事業展開を図りたいと思いますので、御理解、御協力いただきますようお願いをいたします。

報告第4号、第7期矢掛町高齢者福祉保健福祉計画・介護保険事業計画、第4期矢掛町障害者計画及び第5期矢掛町障害福祉計画・第1期矢掛町障害児福祉計画の策定について、御報告申し上げます。

お手許に、それぞれ3つの計画書を配付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思っております。高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきましては、老人福祉法と介護保険法に基づきまして、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、保健福祉サービスと介護保険サービスを総合的に展開することを目指すものであります。

なお、介護保険事業計画には、これまでの実績を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険サービスなどの利用料の推計を行い、第1号被保険者の介護保険料を算定しております。

また、第4期の障害者計画につきましては、障害者基本法に基づきまして、平成30年度から平成35年度までの、6年間の障害者施策全般に関する基本的な計画について、定めたものでございます。国の障害者福祉計画と県の岡山県障害者計画を踏まえたものでございます。

また、第5期の障害福祉計画と、第1期の障害児福祉計画につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法と児童福祉法に基づきまして、平成30年度から平成32年度まで3年間の障害福祉サービスの提供に関する実施計画と、障がい児通所支援等の提供に関する実施計画でございます。

この3つの計画の策定につきましては、昨年8月に設置いたしました策定委員会にお諮りし、慎重な御審議をいただくとともに、対象者のニーズ調査を実施するなど、多くの御意見を反映した答申をいただいたところでございます。

御尽力いただきました委員の皆さんをはじめ、調査に御協力いただいた皆様に、この場を借りして厚く御礼を申し上げます。

なお、計画書の詳細な内容につきましては、広報紙やホームページ等で、住民の皆様方に十分周知するとともに、今後、計画に則った施策を展開して参りたいと考えておりますので、その推進に一層の御理解と御協力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

報告第5号、JFAこころのプロジェクト、“夢の教室”の実施について御報告申し上げます。JFAこころのプロジェクト「夢の教室」につきましては、日本サッカー協会が行なっている、小学5年生を対象に、学校へスポーツ選手や指導者を派遣する事業でございます。

6月11日月曜日に陸上の有森裕子氏、6月19日火曜日に野球のマック鈴木氏をお迎えし、午前・午後の計4回、町内小学校の合同事業で実施いたします。

教室は、夢を通して子どもたちの人間性をはぐくむことを目的としており、スポーツ種目の教室ではありません。

1回90分間で行い、前半は体育館で体を動かし目的を達成するために仲間と協力するゲームを行い、

後半は夢先生から夢を持ったきっかけ、夢に向けての困難をどのように乗り越えたのかなどの体験談を伝えてもらいます。

この教室の開催にあたり、子どもたちが仲間の大切さ、夢を持つことの素晴らしさ、困難に負けない精神力など、生きる上で大切なことを夢先生から受け取り、健全な心をはぐくんでくれるものと期待しておりますので、御報告申し上げます。

報告第6号、第68回社会を明るくする運動、地域住民の集い及び、教育講演会の開催について御報告申し上げます。

7月はすべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする社会を明るくする運動の強化月間として、全国一斉に展開されます。

この一環として、本町では、来る7月5日木曜日午前9時から、町内一円の啓発パレードを実施いたします。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、午後1時45分からは、地域住民の集いをやかげ文化センターホールにおいて開催をいたします。

式典の後は、午後2時15分から教育講演会を開催いたします。講師にシドニーパラリンピック、車いすバスケットボール日本代表チームのキャプテンを務められた、根木慎志氏をお迎えし、演台は「素敵に生きよう」と題しまして、御自身の体験に基づいた貴重なお話をしていただき、青少年の健全育成を目指していく機会にしたいと考えております。

なお、入場は無料でございます。保護者をはじめ町民の皆様、また議員の皆さんにおかれましては、御家族御友人をお誘いの上、御聴講くださいますよう御案内を申し上げます。

報告第7号、外国青年招致事業における後任者についてを申し上げます。

この事業は、外国青年を英語指導員として招致し、町内の子どもたちに幼児期からの国際感覚を身につけさせるため、各幼稚園・保育園及び小学校において巡回指導を行なっているものであります。

現在招致しております、イジュエ・フさん、ヤングル チェンさんとの雇用契約は8月末で終了いたします。

そこで、後任としてアメリカ合衆国から、スンヒン・チュンさん、ゲイレン・メイヒユさんの2名を新しく招致する予定であります。

お手許に資料を配付しておりますが、お二人とも男性で、スンヒン・チュンさんは、大学では英文学を専攻されておられました。彼は、英語と韓国語が堪能で、日常会話程度の日本語を話すことができます。

ゲイレン・メイヒユさんは、大学では考古学を専攻されておられました。彼は、英語とドイツ語が堪能で、現在は日本語の勉強をされています。お二人とも矢掛町で、子どもたちに英語指導をすることに大変意欲を示されております。指導員として招致することにより引き続き同事業を発展させ、ますます外国語等に親近感を持たせるとともに、国際親善の一層の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上7件でございます。

○議長（高岡一万君） 町長からの報告が終わりました。

次に、議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧ください。

次に、監査員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いします。

議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、あわせて御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

議案第46号 監査委員の選任に同意を求めることについて

**○議長（高岡一万君）** 日程第4，議案第45号，固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて，議案第46号，監査委員の選任に同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第4，それでは，議案第45号，固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて，提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員であります妹尾吉高氏が，本年8月31日をもって任期が満了いたしますので，引き続き妹尾氏を選任したいので，地方税法第423条第3項の規定によりまして，この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては，お手許に配付しております資料番号1を御覧いただきたいと存じます。再任ということですので，簡単に紹介させていただきますと，平成27年9月からこの審査会委員をお願いしておりまして，今回再任をお願いするものであります。就任後の任期は本年9月1日から3年でございます。

なお，審査委員会の委員は，現在妹尾吉高氏のほか，山本裕三氏，岸野憲二氏の3名でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして，議案第46号，監査委員の選任に同意を求めることについて，提案理由を申し上げます。矢掛町監査委員の高月恭平氏が，本年8月28日をもって任期が満了いたしますので，引き続き矢掛町東三成732番地，高月恭平氏を選任いたしたいので，地方自治法第196条第1項の規定によりまして，この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては，お手許に配付しております資料番号2を御覧いただきたいと存じます。株式会社中国銀行を退社後，現在シャープタカヤ電子工業株式会社相談役につかれており，平成18年8月から監査委員をお願いしております。

また，平成26年4月から，岡山県町村監査委員協議会会長に，平成29年1月から全国町村監査委員協議会理事に就任されておられます。監査委員の任期につきましては，本年8月29日から4年間となっております。どうぞよろしく願いをいたします。

**○議長（高岡一万君）** 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第45号及び議案46号は，原案のとおり同意することに決して御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、議案第46号、監査委員の選任に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第5 報告第1号 平成29年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について

報告第2号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費について

報告第3号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計予算の繰越明許費について

○議長（高岡一万君） 日程第5、報告第1号から報告第3号を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） それでは報告第1号から報告第3号までの一般会計及び、特別会計予算の繰越しについてでございますが、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、平成30年度へ予算を繰越し、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、この議会に提出し報告させていただくものでございます。

まずは、報告第1号、平成29年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費についてでございますが、本年3月定例会におきまして、繰越しの決定をいただいております児童福祉施設事業など9事業で1億957万円を平成30年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、報告第2号、平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費についてでございますが、昨年12月定例会におきまして、繰越しの決定をいただいております2,106万円を平成30年度に繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、報告第3号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計予算の繰越明許費についてでございますが、本年3月定例会におきまして繰越しの決定をいただいております4,636万円を平成30年度に繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高岡一万君） 次に、議案の説明を求めます。総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 〔報告第1号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） 〔報告第2号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 〔報告第3号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君） 説明が終わりました。御質疑はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号、平成29年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について、報告第2号、平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費について、報告第3号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計予算の繰越明許費についての報告を終了します。

~~~~~

- 日程第6 議案第47号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第48号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第49号 町道の路線変更について
- 議案第50号 平成30年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)について
- 議案第51号 工事請負契約の締結について(原ヶ市橋上部架設工事の請負契約の締結)

**○議長(高岡一万君)** 日程第6, 議案第47号から議案第51号までを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○町長(山野通彦君)** 日程第6, それでは, 議案第47号及び議案第48号につきまして提案理由を御説明申し上げます。議案第47号及び議案第48号につきましては条例の一部改正に関するものでございます。いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして, この議会に提出させていただくものでございます。

まず, 議案第47号, 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが, 今回の改正は, 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い, 地域型保育事業の連携施設の確保の特例に関する規定並びに地域型保育事業者の食事の提供の特例及び食事の提供に係る基準の経過措置に関する規定を整備するために, 条例を改正するものでございます。

詳細につきましては, 保健福祉課長が説明いたしますので, よろしくお願いをいたします。

次に, 議案第48号, 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが, 今回の改正は, 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する国の基準奨励の一部改正に伴い, 放課後児童支援員の資格に関する規定を整備するものでございます。

詳細につきましては, 保健福祉課長が説明いたしますので, よろしくお願いをいたします。

続きまして, 議案第49号, 町道の路線認定について, 提案理由を御説明申し上げます。これは町道の変更に当たり, 道路法第10条第3項の規定に基づきまして, この議会に提出し議決を求めるものでございます。

詳細につきましては, 建設課長が説明いたしますので, よろしくお願いをいたします。

続きまして, 議案第50号, 平成30年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)について提案理由を御説明申し上げます。この一般会計の補正予算につきましては, 地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして提出させていただくものでございます。

本年度の一般会計当初予算につきましては, 4月の町長, 町議会議員選挙に伴う骨格予算編成となっております。それに伴い, 今回の補正予算につきましては, まず肉付け措置による投資的経費等の充実を図っており, さらに, 国・県の補助事業の確定に伴います事業への取り組みなどを計上いたしております。

今回の補正額は8億1,800万円で, 補正後の予算総額は85億1,800万円となっております。肉付け

措置の内容といたしましては、主に土木費として、町道運動公園線をはじめとする道路新設改良費、定住対策としての仮称・小林住宅の建設費やコーポ小田の外壁改修経費などを計上いたしております。

さらに、教育費では矢掛小学校に防災避難所としての機能を補完するための防災倉庫・トイレを整備するほか、私の選挙公約の一つとして学校給食の残食率低減を図ると同時に、楽しめる学校給食の環境にと、お楽しみ給食事業の経費計上を行っております。

また、災害時の情報伝達の高度化につながるものとして、矢掛放送が実施予定の光ケーブル更新事業への補助、観光施設の充実を図るための井原線3駅及び本陣会館のトイレリニューアル、矢掛屋本館において利用者の声を反映した改修事業などを計上いたしております。その他の内容につきましては、お手許に配付しております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

詳細につきましては、総務企画課長・課長代理が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

続きまして議案第51号、工事請負契約の締結について（原ヶ市橋上部架設工事の請負契約の締結）、提案理由を御説明申し上げます。これは地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。これにつきましては、原ヶ市橋上部架設工事の請負契約の締結につきまして同意を求めますのでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

以上が、議案第47号から議案第51号までの提案理由及び説明でございます。御審議の程よろしく願いをいたします。

**○議長（高岡一万君）** 次に、議案の説明を求めます。保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 〔議案第47号、議案第48号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 〔議案第49号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 〔議案第50号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長代理。

**○総務企画課長代理（堀賢一君）** 〔議案第50号事項別明細について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 〔議案第51号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 提案理由の説明及び議案の説明並びに報告が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日6日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、明日の午前9時30分から再開と決しました。

それでは、これをもって散会といたします。皆さん、お疲れさまでした。

午前10時33分 散会

平成30年第3回矢掛町議会第2回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 平成30年6月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分  
 (議事) 午前 9時30分  
 (散会) 午前11時58分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 花 川 大 志 | 出          | 8        | 川 上 淳 司   | 出          |
| 9        | 土 田 正 雄 | 出          | 10       | 高 岡 一 万   | 出          |
| 11       | 浅 野 毅   | 出          | 12       | 山 野 豊 久   | 出          |



4. 説明のために出席した者の職氏名

|                     |           |           |         |
|---------------------|-----------|-----------|---------|
| 町 長                 | 山 野 通 彦   | 副 町 長     | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長               | 嶋 山 英 二   | 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 |
| 町 民 課 長             | 稲 田 由 紀 子 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産 業 観 光 課 長         | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上 下 水 道 課 長         | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢 掛 病 院 事 務 長       | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介 護 老 人 保 健 施 設 務 長 | 丹 下 裕 之   | 総務企画課代理   | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹             | 三 宅 伸 幸   |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 一般質問 7番, 1番, 9番, 11番, 5番, 8番, 2番



午前9時30分 開議

**○議長（高岡一万君）** 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き御苦勞様でございます。

また、本日は傍聴席に昨日からの梅雨あめで足元がわるい中を大勢の方々に、御出席をいただいております。今、身の引き締まるような思いがしております。緊張感を持って進行させていただきたいと思っております。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 7番, 1番, 9番, 11番, 5番, 8番, 2番

○議長（高岡一万君） 日程第1, 一般質問を行います。

今回の質問者は7名の方々に、既に一般質問一覧表のとおり通告されておりますので、一般質問は通告順に行います。

まず7番, 花川大志君をお願いします。

○7番（花川大志君） 議席7番, 花川でございます。

再び議員任期4年をお預かりする運びとなり、身の引き締まる思いでありますと共に、厳正に職責を果たすべく、執行部の皆様共々さまざまな問題に鋭意取り組んで参りますので、よろしく願い申し上げます。

まず、山野町長におかれましては、新年度早々行われました町長改選選挙、立候補者3名というまれにみる激戦を制し、このたびの矢掛町議会定例会における山野町政4期目のスタート、謹んでお喜びを申し上げます。

また、例年のことながら町当局では年度変わりとともに人事異動があり、本日、執行部席には新しい幹部の皆様、特に矢掛町政始まって以来の、女性課長さんも誕生し、さわやかな雰囲気の中、我々町議会議員も改選選挙と申しまして幸か不幸か1日で終わったわけですけれども、半数の6名が入れ替わりフレッシュとは言い難い年頃ですが、この新しい議員構成を以って、執行部の皆様とは時に論戦を行い、時に志を同じくして町政推進まちづくりの一端を担ってまいりたいと、謙虚に私は考えております。重ねてよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に則り、人口減少問題に対処する方策の一つである賑わい活性化施策の運営及び進捗について、早速質問を始めさせていただきます。人口減少問題は、本町においても喫緊かつ重要な課題の一つです。この問題への有効な対策として、定住促進をはじめその切り口はさまざまあり、多岐にわたるわけですが、今回、私は賑わい創出並びに活性化、産業振興の観点から質問を進めさせていただきます。人口減少問題を賑わい創出事業から見た場合、これは多分に観光産業振興との関連、特に定住策を挟んでクローズアップさせねばなりません。

これについては、平成29年12月定例会一般質問にて、賑わい創出事業の堅実な推進のあり方、特に、1次産業及び2次・3次産業の人材確保を含めた、継業、定住策の提案を行い、担当課長さんの御見解と、山野町長さんの将来的な方針をお聞かせいただきました。いずれも地域住民のお声を大切にしつつ、町民主体の施策、事業にさまざま取り組み、PDCAサイクルを基調に、各種施策をよりよい形で進めるとのこと、御答弁をいただいたと記憶しております。

総じて、人が頑張れば、人が呼べる、だから町民主体で盛り上げていくことが、そもそも賑わい創出であり、定住策であるとの認識が共有できたと私は理解しております。その受け皿と申しましょうか、起爆剤としてさまざまな施策・イベントを官民一体となり、推進している矢掛町の現状は、町内外から一定の評価を賜り今に至っていると承知しております。

観光元年宣言から、この間だけでも交流人口が着々と増えているという実態と同時に、新たに町が宅地開発された住宅分譲地も、募集後即完売という状況をみますと、これは少なからず賑わい活性化諸事業の一定の成果なのではと感じます。

では、その施策・事業ですが、担当課では過去の施策を検証しつつ、今年度新たにDMO設立と体験型観光商品開発に取り組みます。新規事業として上程されたこれら事業に関しては、まさにこれからの矢掛町に最も必要なソフト展開の根幹をなす組織体及び取り組むべき施策であり、それだけに間断なく、着実に進めていただかなくてはならない事業であると思っております。

いよいよ実施年度に入ったわけですが、その実務的な動きはどうなっているのでしょうか。経過と進捗状況を含め、担当課長さんにお聞きします。

また、交流人口を増やすべく、現在、町公認の観光アプリ“矢掛探訪”が、昨年から配信されています。スマートフォン等でアプリを立ち上げると、矢掛町内の名所・旧跡を示す地図が表示されます。また、案内が一部音声によるガイドもあります。各場所で、やっかぴースタンプや、まちの花である桜の花びらを集めれば、町内各施設の割引クーポンと交換でき、対象施設の利用率の向上とともに経済効果も上がるといったメリットがあり、さらに日本語のほか、英語、中国語、韓国語への多言語対応も施されたシステムとして、外国人客の集客に大いに期待できます。サービス、おもてなし、言語対応をもって、来庁者を迎え入れ町内の多様な方々が経済的な恩恵を享受し、継続性と経済性を担保するという循環システムと言えますが、私は常々、この矢掛探訪というサービスは、ある意味全段のDMOの概念を具現化したシステムだと思っております。こういった、経済性を伴うおもてなしの仕組みの、具体例があればDMOへの理解を深めるモデルとして、有効に利用できるのではないかと考えますが、担当課として、今後どのような汎用を考えておられるのか、その運用実態とあわせて御見解をお聞きします。

ここでいうDMOとは、来町者の受け入れに携わる町内の多様な方々とともに人を呼び込む魅力ある観光地経営に取り組み、我がまち矢掛から稼ぐ力を引き出していく。DMOとは、そうした仕組みを企画政策する組織体ですから、矢掛の観光振興レベルに見合った、矢掛版DMOの設立を兼ねてから、私は訴えてまいりました。

そこで、町としてできる人口減少、定住促進を下支えする取り組みの一つである賑わい活性化、それを優位に推進するためのDMOの設立や、体験型観光商品開発への取り組みの現状はどうなっているのか、まずはこれらの事業に対する担当課としての今後の取り組みの方針をお聞きしたく、以上3点について、産業観光課長さんに御答弁を求めます。

○議長（高岡一万君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 7番、花川議員さんの御質問、人口減少問題に対処する方策の一つである賑わい活性化施策の運営及び進捗について、産業観光課からお答えします。

まず、1点目の御質問の第1項目、“DMO設立準備事業”の方針及び運営概要についてお答えします。

方針といたしましては、矢掛町には観光協会がありませんし、行政だけでは観光の推進には限界がありますので、DMOを設立し稼ぐ力を目指した地域づくりを進めていき、国内はもちろんオリンピック

等で日本へ来られた外国人観光客も獲得していきたいと考えております。

運営概要ですが、この方針に沿って今年度具体的に矢掛町版のDMOの目的、役割、業務内容、組織体制等の方針を決定し、準備を進めていきたいと考えております。

次に、第1点目の御質問の第2項目“体験型観光商品開発事業”についてですが、見て、食べて、聞いて、触って、感じていただけるような、五感で体感できる観光商品の開発を、今後、関係者と協議して、内容等を検討していく予定で準備を進めていきたいと考えております。

次に、第2点目の御質問，“矢掛探訪”等のPRについてお答えします。まず、観光の公式ホームページ“やかげ観光ネット”，観光アプリ“矢掛探訪”，公式インスタグラム“やかっぴーのフェイスブック”により、PRをしておりますが、その総利用者数は、15万9,683件でございます。今後、全国への魅力発信のため、さらにアピールをしていきたいと考えております。

また、岡山県観光客動態調査報告書によりますと、交流人口につきましては、平成28年度で28万8,460人となっております。今後、町長が先の議会でも話されておりましたとおり、40万人を目指して、観光施策の推進を図っていききたいと考えております。特に、矢掛探訪は、クーポン等の利用によるお客様にメリットがございますので、さらなる利用促進を図っていききたいと考えております。

また、産業観光課が実施しました、水車の里及びやかげ町家交流館の来訪者へのアンケートによりますと、宿泊されたお客様の方が日帰りのお客様と比較すると、飲食費、お土産代の利用が多いというアンケート結果が出ております。

なお、矢掛町内の宿泊者数が平成29年度6,524人でした。今後の、飲食費お土産代利用金額等の経済効果を上げるために、第6次矢掛町振興計画に記載しておりますとおり、平成32年度までに年間宿泊者数1万人を目指してまいります。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高岡一万君） 7番、花川君。

○7番（花川大志君） 御答弁ありがとうございました。DMO設立準備事業、体験型観光商品開発、観光アプリ矢掛探訪について、担当課としての御見解をお伺いし、それぞれの外郭がわかりました。その上で再度お伺いしますが、体験型観光商品開発については、開発を含めて具体的にどういった関係者を協議の対象者とするのかお聞かせください。農業・商工業・また伝統工芸・民俗芸能など、さまざまな対象項目があるはずですのでこれを問います。

次に、観光アプリ矢掛探訪については、実務的に交流人口の増進に有効に、町としてPRしていただければと思います。既に新聞の紙面広告など、積極的な露出で毎週月曜日に配信されるイベント情報が、週末の集客にどのような効果をもたらしているのか、割引クーポン対象事業所の集計結果など、一定期間ごとの総括を行う予定の有無を問います。

この2点については、まさにこれを運営する母体となるべき組織がDMOなのではと、私は考えるのですが、あわせてこの点についても、御見解をお聞かせください。

そして、そのDMO設立準備事業についてですが、御答弁では、「行政だけでは観光振興には限界がある。」とのことでした。私も同感ですが、ならば民間がということになります。稼ぐ力を求められるのならば、御答弁の中にもありました、役割、あるいは、業務内容を含めた組織としての力をどこに求めるのかということが、私はまず重要なのではないかと考えます。町内のどういう団体、個人組織へ働きかけていくのかなど、具体的な方針を早急に組み立てていただきたいと思っております。運営概要をもう少し掘り下げて、このたびの同事業への取り組みは、行政が携わることができる範疇における、組織づくりが

目的の文字どおり設立準備なのか、はたまた、運営をも含めた観光宣言以降の矢掛の観光地経営をしつかりと見据えた、まさに運営会社の設立なのか、再度担当課にお聞きします。この微妙な違いで、単なるDMOという箱ものの構築そのものが目的なのか、観光振興の運営主体となる協力的なエンジンとするのかの別れ道になるのではと考えます。以上4点、再質問として担当課の御答弁を求めます。

○議長（高岡一万君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 7番、花川議員さんの、体験型観光商品開発矢掛探訪、DMO設立準備事業についての再質問に、産業観光課からお答えします。

まず、体験型観光商品開発についてですが、JA、商工会、水車の里、農業者等のさまざまな関係者と協議して、地域資源の掘り起こしも含めて、商品として開発を進めていきたいと考えております。

次に、観光アプリ矢掛探訪をはじめ積極的なPRは、週末の宿泊者数の増加等、週末の集客に大きな影響を与えておると思います。

なお、4月7日から5月27日までやかげ郷土美術館において開催されました、本池秀夫氏の革の世界展については、8,172人の集客があり、その賑わいが商店街への観光客の回遊につながったものと思っております。

また、矢掛探訪のクーポンについては、積極的に活用のPRを推進するとともに、今後、利用状況等について検証してまいりたいと考えております。

最後に、DMO設立準備事業ですが、先ほど申し上げましたとおり、今後、目的を明確にしたうえで、業務内容、組織体制等の設立準備を進めていきたいと考えております。また、あわせて組織のあり方、運営方法についても、具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君） 7番、花川君。

○7番（花川大志君） 御答弁いただきありがとうございます。具体的な方向性は、おおむね定まっていると推察いたしますが、いまだ公開の段階ではないと理解させていただき、今後の取り組みに期待いたします。一つ興味深いデータがあります。しごと・ひと・まち創生総合戦略に謳われている、矢掛の資源を活かして観光力を強化するという基本目標の中で、その推進施策の一つとして、水車の里フルーツピアの活用、農業を生かした観光、交流を深める事業展開があります。この基本目標の重要業績評価指数、いわゆるKPIですが、同総合戦略では水車の里フルーツピアの決算黒字化の目標年次を平成31年としています。

しかし、これは早々に前倒しして達成され、既に平成28年度黒字に転じました。もちろん、これは指定管理会社さんの企業努力に負うところが大きいのだろうとは思いますが、町内さまざまなイベントの開催で、利用者数、売上げ額ともに、観光客を含めた交流人口が増大したことが根底にあるのではと、私は推測しています。

こういった実績の一つひとつが、前段申しました、宅地分譲地の即時完売などに象徴されるように、若い世代の定住促進を押し上げているのではないかと考察するわけです。もとより、まちの賑わいが地域経済を活性化させ、定住問題への解決策となり、結果人口減少問題を克服する、地方創生の原資であると、しごと・ひと・まち、創生総合戦略には織り込まれており、一連の結果は現段階において、行政の勝利と評価してもよろしいのではないかと私は思っております。

しかし、社会事情というものはとどまることなく、継続しておりますから、その時点ではよい結果が

あらわれてはいても、常に策を講じる必要性があることについては、執行部、議会双方の共通認識であろうと考えます。そこで、一連の賑わい活性化施策が、定住促進、人口減少問題克服の大きな柱の一つと確信する立場から実効性のある対策を講じる組織体であるDMO設立について、山野町長の御所見、また、御見解の一端で結構ですので、この際、お聞かせいただきたく御答弁を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（高岡一万君） 町長。

○町長（山野通彦君） 答弁をする前に、今回傍聴者の方がたくさん来てくださっております。

4期目のスタートということで、高岡議長誕生といった中で、多くの方の傍聴者に心から歓迎申しますとともに選挙期間中には大変お世話になったことを、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

ご質問の件でございますが、1期目のそしてまた2期目のスタートに関して、花川議員のこのまちづくりに対する熱意というのは本当に関心をするものがございます。

今、具体的に最後の質問にありましたことでございますけれども、このDMO、ここに資料をつくってくださっておりますが、DMOとは、ディスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション、なかなか難しい言葉でありますけれども、地域の観光資源に精通し、地域と共同して観光地域づくりを行うという定義でございます。非常に見易いようで、非常に難しい問題であります。

今、ちょうど選挙が済んで就任して、私もまるごと道の駅完成に向けての公約をしておりますので、就任し早々担当課長、そして関係者を呼んで、もうスタートしたところでございます。今度は、私が中心になってるというふうに思っていますが、課長はその経過をお話をしたというふうに思っております。これはですね、今、そう簡単になかなか結論が出せない状況ではございますので、今、話をした内容から、町内で去年1年間住民の方からいろいろ意見も聞きました。

そして、また職員にも1年チャンスを与えて、このDMO、どういう形態がいいなのか、どうすればいいのかもチャンスを与えました。なかなか、結論は出ません。そういうことの中で、私自身そういう諸々の問題、今質問をされる内容がはっきりしておるというふうに思いますが、三つありまして、形態がですねどういう形態でつくり上げるのか、先ほどの質問の諸々を処理するためには、この拠点があればどうにもなりませんので、このDMO等の組織をつくるというのがスタートかな、この問題は形態と事業内容と人材というふうに思っております。どれが早いかというよりか、どちらの順番でもいいんですけども基本的にはですね、この前の道の駅の管理については皆さんの意見はですね、株式会社やかげ宿でやったらどうかというふうな意見もありましたが、まるごと道の駅全体を考えていきますとですね、最近では一般社団法人とか、まあいろんな形態がございます。

そしてまた、その内容がですね今言われるように、シンクタンク的なDMOなのか、運営を含めたDMOなのか、ここが大きな今、分岐点と言われますがそのままです。どういう形態に合って、どういう組織にしていくか、そうする中で人材もそれに見合う人材というふうになろうかというふうに思っております。

現段階で私のほうから専門的な問題、やはり法的な問題もありますのでですね、組織形態どうやるか、組織形態の内容はどういう内容なのか、そういうことを今スタートしたところでありますので、この段階で、今、詳しくとは言いませんが、必ずですね、案ができましたら議会協議をやります。そのときまでに議員さん12人、しっかりと案を考えていただいてですね、先ほど言われますように、内容については、準備が整い次第、協議をしたいというふうに思っておりますので、当然決める前には、議会協議という

のは当然でありますので、そのときにしっかりと話し合いをしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高岡一万君） 花川君。

○7番（花川大志君） はい、御答弁ありがとうございました。私自身もこれなかなか難しい問題という認識は十分持っておりますが、とにかく前に進めていかなければならない、一歩目がなければゴールに到着できないという、基本的な考えの中から数回に及ぶ質問をさせていただいております。

国土交通省の外局である観光庁は、組織としてのDMOの性格を、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の舵取り役、と定義しています。私はこの定義と、昨今、山野町長が掲げられる、“一流のふるさとづくり”というワードが何がしかだぶってしょうがない訳でございます。恐らく根本的な趣旨が、合致するからだとは私は思っております。そういった意味からも、我がまちが将来にわたって抱えるであろう人口減少問題の対処として、観光産業振興による賑わい活性化を強力に推し進めていくために、早急にDMO設立、これをお願い申し上げ、私のすべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高岡一万君） 続いて1番、田中輝夫君、お願いします。

○1番（田中輝夫君） 議席1番の田中輝夫でございます。初めての一般質問ということで、何分不慣れでございます、その点を御理解いただきまして、御回答のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。まず、初めに介護保険制度に関連いたしましての御質問でございます。現在、町内には介護福祉施設、介護保険施設として特別養護老人ホーム矢掛荘、矢掛町介護老人保健施設たかつま荘、介護老人保健施設リハヴィラポルソ矢掛などの施設が開設され、既に多くの方が入所されていると伺っております。入所者の中には、町外の方もいらっしゃると思います。町外の方が施設入所に際して、住民票を矢掛町に移管した場合は、矢掛町の介護被保険者となるわけですが、こうした被保険者が施設を利用するとなれば介護保険給付費が増加し、本町の介護財政にも影響があるのではないかと考えられます。

そこで、こうしたことへの介護保険制度上の取り扱いはどうなるのか、御説明いただければと思いますので、担当課長さん、よろしくお願ひいたします。

○議長（高岡一万君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 1番、田中議員さんの御質問にお答えいたします。

矢掛荘、たかつま荘、リハヴィラ・ポルソという施設は、いわゆる“介護保険施設”として言われるものでございまして、介護保険施設につきましては、介護保険法の第13条の規定によりまして、他の市町村から住所を移してその施設に入所した場合には、もとの市町村が引き続き保険者となることとされています。ですので、町外の方が施設の住所に住民票を移して入所したとしても、その費用はもとの市町村の負担となります。

ですので、矢掛町の保険給付費が増えたり、介護財政を圧迫するということがないような制度になっております。以上でございます。

○議長（高岡一万君） 1番、田中君。

○1番（田中輝夫君） 御答弁、ありがとうございました。制度上では住所が移管されても住所地特例制度と、それによって移住者の介護給付は前住所地の市町村が負担するので、直接本町の負担増加にはつながらないというふうなことでございました。住所変更を伴う入者は、一面では人口増というふうな

ことにもつながることとあわせて、保険給付への影響があるのかどうか確認を意味も含めて質問をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らしていただきます。介護保険料について2点質問をさせていただきます。介護保険料については、40歳から64歳のいわゆる第2号被保険者は、医療保険と同時に納めるわけですが、特に65歳以上の第1号被保険者につきましては、各市町村で定められた介護保険料を納付することになります。

そこで質問でございますが、まず1点目、先日の新聞にも出ておりましたが、今年度から向こう3か年の介護保険料を見ますと、基準額で申しますと月額で全国平均が5,869円、岡山県下の市町村平均が6,064円となっております。

本町の状況につきましては、広報やかげ4月号に掲載されておりましたが、基本額で申しますと月額6,000円、県下平均を若干下回っている、という状況です。保険料を負担する者にとりましては、負担額が低いに越したことはないわけですが、この保険料は介護給付費と連動し、さらに3年ごとに見直されるものであります。そこで、町民生活に直接影響があることでもございますので、保険料決定までの経緯につきまして、近隣市町村の状況等も含めまして、御説明いただければと思います。

次に、2点目、保険料にも間接的に影響があることと質問をさせていただきます。これも広報紙に載っておりますが、介護保険給付費は計画値として今年度が17億2,700万円、来年度が17億4,000万円、再来年度が17億4,500万円程度となっております。今後、本町の高齢化率や介護保険認定者数を勘案いたしますと、給付費の増加額は、若干低めに抑えられているのかとも思われますが、この計画を具体化するための今後の方針、あるいは今後取り組む主要な施策などにつきまして御説明いただければと思っております。

もちろん、第7期介護保険事業計画に記載されており、これに基づいて施策展開されることは承知しておりますが、健康の保持増進、ひいては保険料の抑制にもつながる具体策として、今後進められるわけで、これも町民の方々に大きく関係することだと考えますので、この際、改めて質問をさせていただいたものでございます。御回答の程よろしく願いいたします。

○議長（高岡一万君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 1番、田中議員さんの御質問にお答えいたします。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきましては、第7期介護保険事業計画を策定する中で、平成30年度から平成32年度までの3年間の保険給付費を推計し、介護保険事業計画策定委員会においてご審議をいただくという経緯の中で、第6期よりも200円アップの月額6,000円で決定しております。

近隣の状況につきましては、笠岡市が以前よりも620円アップの6,420円、井原市が500円アップして5,900円、浅口市が200円矢掛町と同じですがアップして5,500円、里庄町が400円アップして5,200円となっております。金額は全て月額の標準保険料でございます。

次に、介護保険事業計画を具体化するための今後の方針、あるいは主要施策ということでございますが、計画は5月16日水曜日に町のホームページでも公表しております。昨日議員様にも配付させていただいておりますが、既に田中議員さんは御覧いただいているようでございますので、簡単に説明させていただきます。

まず、方針につきましては、地域包括ケアシステムの推進ということでございます。この地域包括ケ

アシシステムではですね、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活をおくることができるように医療や保健や介護、福祉が連携をし一体的にサービスを提供する体制を整備するということを目指しております。方針に基づく主要施策といたしましては、主なものとして、在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援、介護予防サービス基盤整備の推進などがございます。その中で、特に今年5月には生活支援コーディネーターを配置しまして、現状の地域ミニデイサービスや、訪問ボランティアなどの拡大、地域独自の課題に対応するためのサービスの開発など、各地区にきめ細かいサービス提供体制を構築することを目指して取り組みを進めております。

病気や介護が必要になっても、住み慣れた場所で安心して自立した生活が送れるように、今後も取り組みを進めて参りますのでよろしく願いいたします。

○議長（高岡一万君） 1番，田中君。

○1番（田中輝夫君） 説明ありがとうございました。その中で、再度質問させていただきますが、これは計画値ですから必ずしもそれにその通りになるという訳にはいかないかも分かりませんが、給付費を若干おさえているというふうな中にもこれは認定者数がそうたくさん増えないというふうなこととか、施設の改修費用の大きな計画が見込んでないというふうなことと理解しているのかどうか、そこらへんを簡単に御回答いただければと思います。よろしく願いします。

○議長（高岡一万君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 介護給付ですね、増えないということに関しましてはですね、これから、介護予防事業ということにしっかり取り組んでまいりまして、皆様の健康づくりを行って行く中で給付を増やさないということでございます。よろしく願いします。

○議長（高岡一万君） 町長。

○町長（山野通彦君） 再々質問ということでございますが、この分野、健康づくりと含めて私の最大の政策の一つでございます。この介護予防、御存じのようになりますね、今、高齢者5,000人を超える中で、今、介護認定を受けている方約1,100人おられます。しっかりと職員の方へですね、今この数、増やさないとということを数字的には言ってますけども、内容的には今申しましたように、非常に複雑な内容でございます。

町民にですね、介護予防、この認定を受けないことを私が町民一帯にこの選挙でも訴えてきておりますし、事業展開もしておるということでございますので、高齢化がくる中ではもうちょっと増えるんじゃないかという質問でしょうが、どこまでも計画というよりかこれに向けたですね事業展開をして、皆さんも介護保険料が安い方がいいというのはこの数字でなしにですね、介護給付費、議員が言われますようなことが目標でありますので、それをしっかりと展開していくということでございますので、どこまでもこれをできれば計画以下にしていきたいというのが町の方針でありますのでよろしく願いいたします。

○議長（高岡一万君） 1番，田中君。

○1番（田中輝夫君） 御答弁ありがとうございました。介護予防は難しいものであるということは理解しております。今後ますます高齢化が進むにつれ、介護給付費の増加が懸念されるところでありますが、先ほど御答弁をいただきました施策等、積極的に推進していただき町民が安心して生活できますようお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

**○議長（高岡一万君）** 次に9番，土田正雄君。お願いします。

**○9番（土田正雄君）** 議席9番の土田でございます。

矢掛町総合運動公園の利用につきまして，3点の質問を行います。

まず，1点目は，矢掛町総合運動公園の町内外の利用人口についてお尋ねをいたします。

矢掛町総合運動公園は，町内でも一番多くの方が集まる施設ではないかと思っております。春先には，県下の保育園や幼稚園の遠足の間として利用されており，5月の連休には毎日多くのバスが駐車しております。そこで，施設ごとの町内外の利用客の内訳についてお尋ねをいたします。

次に，2点目は，グラウンドの養生期間を設けたことにより芝生の状況についてお尋ねをいたします。12月から3月までの芝生の休眠期間にグラウンドを使用できなくなって1年がたちます。そこで養生期間を設けたことにより芝生の状況は，どう改善したのかお尋ねをいたします。

次に，3点目は，施設の利用基準についてお尋ねをいたします。昨年まで，フットサルコートを利用して，小学校1年生の近隣少年サッカー大会を年2回行っておりました。しかし，今年の12月に，フットサルコートでサッカーボールを使用してはいけませんという通知を受けております。小学校1年生は，小学生用のゴールでは，非常に大きいので一般的にミニゴールを使用します。そのため，多目的グラウンドに，ミニゴールと同じフットサルゴールを持ち出して試合を行っていましたが，「フットサルゴールを持ち出すのは条例によってできません。」と言われております。そこで，「多目的グラウンドにミニゴールが必要なら要望書を提出してください」と言われました。ミニゴールの設置について要望書を提出しましたが，回答は，「多目的グラウンドにミニゴールを設置すると，使用目的でないフットサルの利用ができると誤解を招くので設置はできない。」という回答でございました。また，ミニゴールの持ち込みを可としますので，利用の都度，搬入・搬送してくださいといった回答もありました。

しかし，ミニゴールを搬入するには，2トン車でないと運べませんし，大会のたびに2トン車を借りて搬入・搬出をするとかなりの経費が必要になります。そこで，多目的グラウンドは，多目的なスポーツに利用できる場所と思いますが，フットサルの利用ができない理由は何なのかお尋ねします。以上3点について御回答をお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 9番，土田議員さんからの，総合運動公園の利用についての御質問につきましてお答えをいたします。

まず，1点目の御質問，運動公園の施設ごとの町内外の利用者数についてでございます。平成29年度の実績でお答えをいたします。数は，一般利用者が利用の申し込みをした件数で，その申し込みをした人の住所によって，町内・町外と区別して分けております。

まず，野球場の利用は107件で，うち町内が63件，町外が44件です。多目的グラウンドは280件で，うち町内が214件，町外が66件です。テニス・フットサルコートは1,058件で，うち町内が936件，町外が122件でした。そして，多くの方が利用していただいております芝すべりについては，これはそりを貸し出した実人数ですが，総数は1万9,606人，うち町内が752人。町外が1万8,854人でございました。

2点目の，養生期間を設けた多目的グラウンドの芝の状況についてでございます。写真等での記録は残してはおりませんが，養生期間が終了した4月において1年前より芝の色など状態がよくなっていることを確認いたしております。ただ，ダメージが蓄積した痛みが激しい箇所については，1年で完全に

再生させることは難しいと思われます。だからこそ、今後も引き続き養生期間を設けより長く良い芝の状態を保って多くの皆様に御利用していただきたいと思います。そして、利用者の御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

最後に、3点目の施設の利用基準についてでございます。小学校1・2年生がサッカーをする際に使用するミニゴールの購入並びに公園での保管については、直接議員さんともお話をさせていただきました。確かに町が購入しない理由として、町が多目的グラウンド用にミニゴール、つまりフットサルゴールを設置すると多目的グラウンドでフットサルができるという誤解を招くと申し上げました。そこでなぜ、多目的グラウンドでフットサルはできないかということですが、これは規則で施設ごとに使用目的を規定しており、多目的グラウンドの使用目的には、フットサルは含まれていないという理由からでございます。ちなみに、フットサルは、テニス兼フットサルコートでできるように規定してあります。

また、ミニゴールについては、組み立て式の軽いもので重さ十数キログラム、価格も2台で数万円と手頃な価格のものもありますので、御購入、お持ち込みも比較的簡単にできるのではないかと思いますので御検討していただきたいと思います。

以上、質問に対するお答えとさせていただきます。

**○議長（高岡一万君）** 9番、土田君。

**○9番（土田正雄君）** 1点目の質問でございますが、利用件数をそれぞれの施設で報告をいただきましたが、近隣の市町村の施設と比べても、非常に多くの方が利用されているのではないかと思います。これは、矢掛町総合運動公園の施設内容が充実していることが、多くの方の利用されている一因ではないかと思います。

特に、芝すべりにつきましては、申し込みが2万件近くあったということで、“遊のおか”については恐らく、年間数万人の方が利用されているのではないかと思います。また、全体では数は確定ではありませんけれども、10万人近いものが町内外から利用があると思います。そういった中で、芝すべり等については9割以上が町外の利用客となっております。矢掛町でも一番多くの町外の方が利用する施設ではないかと思いますので、これから矢掛町の情報発信を行う場として活用することにより観光客を増やすことができると思います。

今後、スポーツを通じて交流人口を増やすことで、町の活性化を図っていただくことを、お願いしまして1点目の質問は終わります。

次に、2点目の質問ですが、養生期間を設けることにより芝生の状態がどうなったのかということですが、これにつきましては今後状態を見ながら適正に管理していただき、我々利用者としても、管理に協力しなければならないと思っております。春先の芝の状況を見ましても、12月中旬から3月上旬まで養生期間を設けることにより管理するよりも、春先の芝が芽吹く2月下旬から4月末までを養生期間としたほうがいいのではないかと考えております。こういったことも、一考していただくことをお願いして2点目の質問を終わります。

次に3点目の質問でございますが、昨年まではフットサルコートで、1年生のサッカー大会を行なっておりましたが、まさかできないなどの理由により、多目的グラウンドにフットサルゴールを移動させて大会等に利用しておりました。しかし、条例で決まってるからそういったことはできないといった説明も受けました。そういった中、保護者から「条例で何でそんなこと決まってるんですか。」という質問があり、フットサルで陸上の練習ができて、ハンドボールやキッズのサッカーなどがなぜできないの

か不思議に思います。先ほどの説明で、「規則で施設ごとに使用目的が規定されている。」という説明がありました。それを踏まえると条例で、陸上競技はできないのではないかと思います。

また、多目的グラウンドはさまざまなスポーツを使用できる場所と思いますが、少年野球やフットサルなど、どうして使用できないのか不思議に思います。利用する子どもの立場に立って、子どものことを考えるならば、このような判断はできないと思いますが、いかがでしょうか。教育長のお考えをお尋ねいたします。

**○議長（高岡一万君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 再質問について事務的な部分を私のほうからお答えしたいと思います。小さい子がサッカーで使うゴールのこと、あと、季節ごとに使用できる種目等についてのことであろうかと思います。

まず、フットサルコートから多目的グラウンドにフットサルゴールを移動することはできないと言われた、ということですが、ゴールを移動することにより、先ほど申しましたように、多目的グラウンドでは本来することのできないフットサルができると誤解を招くということがまずございます。

さらに、ゴールを移動してしまうと、ゴールのないフットサルコートが存在することになり、フットサルを利用したいと思われている希望者の方に迷惑をおかけすることも考えられます。そういったことから、移動はできないと言われたのだと思います。

また、フットサルコートでの陸上の練習についてでございますが、管理しているやかげスポーツクラブによれば、確かにそのような事実は残念ながらあったようでございます。規則で決まっていることなので、今後このようなことがないよう厳重に注意をしたところでございます。今回のご質問内容である使用できる種目とかその他いろいろなルールがございますが、その定められたルールの中で、今後とも利用については御理解御協力いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

**○議長（高岡一万君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** 9番、土田議員さんの再質問に私からお答えをさせていただこうと思っております。御承知のとおりですね、平成26年に総合運動公園がオープンいたしまして、さらに平成28年にはやかげスポーツクラブによる指定管理が始まっております。

先ほども、課長申し上げましたけれども、現在規則ではですね平成29年の規則でございますけれども多目的グラウンドでできる種目としてはですね、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ、陸上競技、レクリエーションというふうになっております。有料施設の利用条件につきましては、先ほど課長申し上げたとおりでございますけれども、規則で定められておりますので御理解はいただきたいと思っておりますけれども、私、町教育委員会としましてはですね、このすばらしいですね、運動公園をですね、より多くの方々にご利用いただくというふうな視点からもですね、今後施設管理の面からも、利用者に守っていただくという面からも、特に問題が見られない場合ですね、改善すべきことがございましたらですね、指定管理者でありますやかげスポーツクラブと御協議しながらですね、利用者の御意見等踏まえながら規則の改正等も考えていく必要があるだろうと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

**○議長（高岡一万君）** 9番、土田君。

**○9番（土田正雄君）** 御答弁ありがとうございました。

私が言いたいのは、あれをしてはいけない、これをしてはいけないというのではなくて、良い施設が

あるのであれば施設の管理にもし支障がないのであれば、いろいろな施設をいろんな種目のスポーツに利用していただきたいという、そういった思いがあってこの質問をしたわけなんです。何もゴールが移動できるとか、できんとか、そういうもんじゃなくてこういった趣旨を踏まえていただければと思います。

特にスポーツ少年団の人数も最近減ってきております。これも小学校の児童全体が600人程度とかなり減ったことも原因となってきております。

しかしながら、そういった中で町の方でも5歳以上から登録をするようになり、県においては3歳以上での登録はOKですよというふうにも変わってきております。こういった状況の変化を踏まえる中で色々な対応をしていただければと思いますし、矢掛町総合運動公園が、先ほども言いましたように矢掛町で一番多くの町外の方が集まって楽しんでいただける場として思っておりますので、利用者の方が気持ちよく利用していただくようなことを考えていただければと思っておりますので、こういったことを検討していただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

**○議長（高岡一万君）** 次に、11番、浅野毅君。お願いします。

**○11番（浅野 毅君）** 11番、浅野でございます。よろしくをお願いします。

毎回同じような項目ばかりで恐縮なんですけど、非常に矢掛町にとっても重要であると確信しておりますので、あえて何回も質問させていただいております。

まず、第1に無電柱化の推進及び重伝建選定についてでございます。無電柱化の推進及び重伝建については昨年の12月にもかなり具体的な答弁をいただいております。その後、3月議会で無電柱化については前向きな話があり、3か月経った現状での進展があればお教えてください。すぐ変わっていないと思うんですが、3か月たっておりますのでよろしく願いまして、また、重伝建について本年3月、伝統的建造物群保存地区対策調査報告書ですか、これは再調査編が教育委員会のほうで発行されております。

これは、奈良文化財研究所の協力によるものと思いますが、その後の状況及び予定なり、計画を教えてください。二つごちゃまぜになっておりますが要は、無電柱化の推進の状況と、重伝建の選定についてということで、課は違いますがひとつよろしくをお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 11番議員、浅野議員さんの御質問、無電柱化の推進及び重伝建選定について、まず、無電柱化の推進につきまして、建設課よりお答えさせていただきます。町道市街地中央線の無電柱化につきまして、少し今までの経緯を簡単にご説明いたします。十数年前より景観保全を目的とした地中化の検討、その後、震災等の災害を想定し景観と防災を含めた観点から、また、最近では町並みを活かした賑わいの観点から、電線の地中化につきまして継続し、検討、研究を重ねております。

直近では、平成28年度に無電柱化低コスト手法の検討を行うために国土交通省、岡山県、電線管理者等の関係者とワーキンググループを立ち上げるなど、工事の低コスト化の具体的な検討を実施し、常に前向きな姿勢で電線地中化に対しチャレンジを続けております。

これまでの、検討、研究は、電線共同溝方式や自治体管路方式を中心とした、矢掛町が事業主体となって無電柱化を進める方式であります。この方法ですと、費用対効果、工期、工事期間等々の問題を解決することが出来ず、現在のところ無電柱化の実現に至ってはおりません。

しかしながら、町長自ら中央のコネクションを最大限活用、また、情報収集に奔走された結果、本年度より国土交通省の目玉事業であります、官民連携無電柱化支援事業の候補箇所となり、これから無電

柱化の検討を新たな手法で進めてまいります。

参考までに申し上げますと、この事業は全国で11カ所選定され中国地方では矢掛町のみであります。

この事業のコンセプトは、早く、安くであり、従来の道路管理者、矢掛町による地中化の整備を、電線管理者自らが事業主体となり無電柱化を進めてまいる事業であります。つまり、中電等の電線の管理者が自ら電線の地中化を行う工事です。

今までの手法に全くとらわれず、新しい発想や新技術の構築、工法の検討等により、関係者とともに知恵を出し、無電柱化を推進しようといった趣旨のもと、迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策に努めるため、今年度は、国、地方自治体、電線管理者などからなる地区協議会を設置して、電線地中化に対する検討を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 11番、浅野議員さんの二つ目の質問、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた今後のスケジュールについてお答えをいたします。

教育委員会では、昭和61年から63年にかけて実施した町並み調査の再調査という位置づけで、平成29年度でございますが国立文化財機構奈良文化財研究所に委託して町並み調査を実施いたしました。この調査で得た知見を基礎資料として、内部協議を実施し、第6次矢掛町振興計画における具体的な取り組みの一つである重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けて、矢掛町として役場内の意思統一を図りたいと考えております。

また、重要伝統的建造物群保存制度は、議会や町民の皆様の御理解と御協力が前提となりますので、これまでも説明会を行ってまいりましたが、今後も丁寧に説明を行い一人でも多くの方の賛同を得たいと思っております。

今後、観光資源としての歴史的な町並みの活用の観点から、できるだけ早い時期に文化庁の選定が受けられるよう進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 11番、浅野君。

**○11番（浅野 毅君）** 無電柱化について、それから重伝建について、非常に今いいと言いますかありがたい、矢掛町の将来にとって非常に重要なお話がいただきました。本当にありがとうございます。

特に無電柱化については、町長の御尽力で国交省の認定ですかね、支援事業ということで、非常に喜ばしいことでありがとうございます。

重伝建につきましても、これもなかなか従来からいろいろ教育委員会がおやりになって、やっと先が見えたかなと、今、自分なりのあれでございますが、非常に喜ばしく思っております、今後ともよろしくお願いいたします。

引き続きまして、道の駅についてでございますが、これも3月のときはかなり詳しくお話をいただいておりますので省かしていただきますが、簡単に一つお願いだけしたいんですが、道の駅を活性化するためにはいろんな方向で今、活性化委員会、活性化検討会、専門部会でございますかね、いろんなことやられているのが充分承知しております。

その中で、要は大成功、成功することが、まず目標でございますので、そのためにはですね、あの矢掛町民が全員こぞってやろうという、今もなっておるんですが。あの、こういうムードをより一層つくっていただきたいと、これは行政にお願いするのではなくて我々もそうですし、今、町民自身も考えないかんことだと思っておりますので、いろんな部門の方を総合結集していただければということで、ちなみに

私が今思ってますのは、農業関係、もちろん入っておるわけですが、農業関係の皆さん、それから、自治会公民館の関係の方とか、文化芸能関係、神楽の方とか、いろんなことでございますが、あらゆる分野の方が教育関係ももちろんですが、入って進めていくという、大変なお祭り騒ぎであんまり浮かれてもいかんですが、そういうムードね、矢掛のまるごと道の駅を成功したいというふうに考えておりますんで、その辺の前向きな御検討を話があればちょっとお聞かせください。

**○議長（高岡一万君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 11番、浅野議員さんの、道の駅についての御質問について、ソフト面につきまして、産業観光課からお答えします。

まず、平成29年度実施の事業内容につきましては、先の3月議会で報告したとおりでございます。なお、その後すぐ町長選挙もあり、道の駅に関する事業については特段の進展もなく、新たに説明する内容はございません。

次に、道の駅を玄関口として、本陣、脇本陣、やかげ郷土美術館、町並み散策等の観光及び飲食店、矢掛町ブランド認定品等特産品の買い物をしていただくように商店街等へ誘客を促そうと考えております。今後、農・商・工業者等、皆様のご意見を参考にしながら、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、道の駅完成に向けて自動車の利用者の増加を想定し、ソフト面での布石といたしまして、平成28年度、具体的には平成28年11月2日でございますが、その日に矢掛町は一般社団法人日本自動車連盟岡山支部、いわゆるJAFさんと包括協定を締結しており、全国に向けて観光情報の発信を既に行っております。JAFさんの機関紙等により道の駅の特集等も企画されており、今後、有効な情報発信になるものと考えております。

今後、時期を捉えて議員の皆様とも御協議させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** この案件は、先ほど申しましたような公約の重要な案件であり、ちょっと整理をしておきたいというふうに思います。昨年1年いろんな意見ございましたが、ここへ来てこの1年間が私どもの1番重要な1年と位置づけております。先ほどの全体丸ごと道の駅の強い拠点づくりは先ほどDMOの関係で花川議員に回答いたしました。全体を見れば、まず、あそこの道の駅自体のハードの問題、これについては県とこれは建設課の方でもう早急に実施設計をまとめていくという状況にしなければと思います。その間用地買収は進んでおりますので、そこはまず静かに見守りながら計画はしっかりとやっていく、繰越明許は年度内というふうになっておりますが、できるだけ早くできればというふうに思ってますので、当然この案ができましたら議会との協議となりますのでしっかりと、その場では理解というんですか、意見交換をやればというふうに思っております。積極的に私のほうで進めていきますので、議会側の方もその準備をさせていただいてですね、そこはしっかりと意見交換をやれば、というふうに思ってますのでよろしく願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 11番、浅野君。

**○11番（浅野 毅君）** 今の町長のお話しで熱意といますか、伝わってきております。今、議会の方もこれから、もちろん、今までもやっておられますが、やっておるんですが、頑張っってやっていきたいと思っております。

それで一つ、JAFの話しがでましたが、これは非常に私個人的にもよく使わしていただいて、月に1回ですかね、情報誌もきますし、非常に全国的な情報が入っておりまして非常にいいかなと思っております、以上です。

それから、3番目いきます。買物等困難者の援助について、という項目で、買い物困難者というまあ、難民という言葉、新聞が使っておるんですが、そういうのはちょっとよくないと、困難者ということで、使っております。

買い物に不自由な方が年々増えており、対策としましてハード面では町内におきましても福祉バスの運行が行われております。現状では、コースは全町へいろいろな所へ網羅されておるんですが、皆さんにお聞きすると、「運行回数が少ないな。」というような話を聞くことがございますので、十分なサービスが行き届いているのか、そのあたりの検証をしていただきたいと思いますと思っております。

また、福祉バスの充実と並行して、総社市等でやっているデマンドタクシーの導入を検討したと思います。これもなかなか難しい、予算のこともございますが、一つそういうことの見解を問います。

またソフト面で、保健福祉関係これ社協さんもひっくるめてです。いろんなサービスがあると思えますし、そのあたりのちょっと簡単に説明していただければと思います。

以上、2点お願いします。

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 11番議員、浅野議員さんの御質問、買い物等困難者の援助、デマンド交通について、公共交通という面から総務企画課のほうからお答えをさせていただきます。

現在、矢掛町には町外に向けました広域的な公共交通、東西の動脈として井原線があります。南北には、路線バスで笠岡方面、井原美星ですけれども、美星方面がございます。

また、町内各地区と町の中心部とを結ぶ交通手段として、地域福祉バス“ふれあいバス”を運行をいたしております。

御承知のとおり、この“ふれあいバス”は、3台のバスが町内7地区を週2回運行しておりまして、無料で御利用をいただけるというもので、年間で延べ1万人以上の方に御利用をいただいております。

平成24年4月に運行を開始いたしました、“ふれあいバス”ですが、導入に当たりましては、デマンド方式も含めましてさまざまな方式を検討、研究を重ねまして、現在の運行方式を採用したというところでございます。

“ふれあいバス”を導入以前の老人福祉バスは、利用対象者は老人福祉センターを御利用の方の送迎を目的としたということでございましたが、この“ふれあいバス”につきましては、そうした利用にも加えまして、高齢者、あるいは障害を持つ方、運転免許証を自主返納された方などの自分で交通手段を確保できない、いわゆる交通弱者といわれる方々の移動の足を提供しているものでございます。

また、その御利用目的も老人センターの利用だけではなく、病院の通院、買い物、その他あらゆる用務の目的にも御利用いただくことが可能というふうになっております。

さらに、運行範囲も従前より広範囲に、また地域内に停留所を多数増設するなど、利便性の向上を図り公共交通としての機能を果たせるように制度設計したシステムでございます“ふれあいバス”は、無料で運行する交通弱者の足確保という福祉施策として実施しているため、公共交通の施策としては事例には上がってはまいりませんが、公共交通の機能も兼ね備え、町民の方々の利便性を考えた画期的な交通システムというふうを考えております。

運行開始から、6年を経過したところでございますこの“ふれあいバス”は、デマンド方式とは異なり、ルート運行ですので停留所までの距離や運行時間など不便な点もあるとは思いますが、デマンド方式を採用いたしますと、お客様のご利用に当たっては有償であり負担が増えてまいります。

また、町の経営負担も相当程度に及ぶというふうに想定されます。今後、少子高齢化が進むと予測される中で、交通弱者に対する公共交通につきましてはこの“ふれあいバス”の運行ということで、当面は考えて参りたいというように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 11番、浅野議員さんの御質問にお答えいたします。

買物等の困難者対策としての保健福祉課の施策についてということでございますが、保健福祉課では地域包括ケアシステム推進ということで、先ほど、1番議員さんの御質問にもお答えしましたが、高齢者の方が住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができるように、医療、保健、介護、福祉のサービスを連携しながら、その中身を充実させていくための施策を実施しております。

買い物等の困難者への対策もその一環でございますが、まず、先ほど総務企画課長が申し上げましたが、公共交通機関を利用できない町民の足として、地域福祉バス“ふれあいバス”がございます。

次に、福祉タクシー助成制度として、高齢者のみの世帯で一人での外出、移動が困難な場合などを対象にして1枚600円のタクシー券を月2枚、年24枚交付しております。年間では、約90の方が利用されています。

そのほか、食事づくりの困難な在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者への配食サービスを実施しております。35人程度の方が利用されまして、年間では約4,000食配食しております。この配食サービスにつきましては、行政だけではなく、各地区の社会福祉協議会や公民館などでも実施されておりますし、社会福祉法人の矢掛荘でも独自に実施をされております。

このように行政だけではなく、町民の皆様や社会福祉法人などさまざまな主体によるサービスの提供が進んでおりまして、地域それぞれの課題に応じて、地域の中で課題解決に向けた対策が進んできている姿が見えるようになってきています。

今後も高齢化が進展する中で、行政の手の届かないサービスを地域住民の手で補う取り組みが進むことで、地域で暮らす高齢者が安心して生活できる体制が整ってくると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 11番、浅野君。

**○11番（浅野 毅君）** 公共交通の件でございますが、デマンドについては負担が大きくなかなか難しいというようなニュアンス、お話でございました。それに代わって、“ふれあいバス”ということで、当面行かれるんだろうと思いますが、まあ、このあたりの充実をひとつよろしく願いいたします。

それと、福祉関係ですとタクシー券がある、配食もある、いろんなサービスをやっておられるのは十分承知はしておりますが、まだ高齢者の方はそういういろんなサービスを御存じない方もおありになると思いますんで、いろんな項目があります、特に社協さんなんか行きますと、こういうものがある、ああいうものがある、いっぱいあります、そういうものがですよね、できるだけ、こういうものがあるということを皆さんにお知らせできるようなこと、これは、私どももそうなんです、皆さんにやっていきたいなと思っております。以上でございます。

それと最後になりますが、旧矢掛商業跡の活用について、ということでこの2月にはバートさんが撤

退しまして、今、いわゆる空き家といたしますか、なっておりますが、まだ、2か月3か月しかたっておりませんので、進展はないと思っておりますがそのあたりの状況はどうかということと、今後です、使い道につきまして、いろいろな意見があろうかと思っておりますが、町民、町民ばっかしじゃあないんですけど、全体で意見を募集しても、公募といたしますか、そういうものを参考にしながらやっていたらいいなというふうな希望でございますが、そのあたりのこと何かありましたらお話いただければと思っております。以上です。

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 11番議員さんの矢掛商業跡地の活用についてという御質問にお答えをさせていただきます。

旧矢掛商業高校跡地活用につきましては、当地にかかります利用事業実施協定及び使用貸借契約を結んでおりました一般社団法人バートインターナショナルが、2月末をもって同協定、契約を解約し退去されたところでありまして、去る3月議会で、山野町長から報告をさせていただいたところでございます。

旧矢掛商業高校跡地は、まちの中心部に位置しておりまして、建物、グラウンドを有するなど、非常に立地の条件に良い位置にある施設ということでございます。まちづくりに有効に活用されることが望まれるというところでございます。

今後の活用につきましては、産業振興、賑わいづくり、福祉、子育て支援、文化、教育、生涯学習、防災など、あらゆる側面からの活用を検討してまいりたいと存じております。議員をはじめ、町民の皆さん、各種団体の皆さんからの御意見を聴きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、町民意見を募集し、というふうなことでございますが、今後の検討する中での御提案につきましては検討させていただきながら進めさせていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** この案件についても町民の的でありますので、ちょっと私のほうから説明しておけばというふうに思いますが、また新人議員さんもおられてですので、これは前提条件がありまして、これをあの商業高校跡地とは無条件ではありません、今、状態になったところで、もう1回県の方へ確認に行かなきゃなりません、基本的に県の財産は無償譲渡を受けたことによりまして条件がありました。その辺はきちっと確かめて進まないとできませんので、住民のいう前に基本的な条件の確認から入っていくというふうに思いますので、それぞれの御意見を十分聞きながらやっていきたいというふうに思いますが、過去2回ありましたけれども、いかにその誘致は難しいかということでございます。今、課長の方から諸々のことを言いましたけれども、これが町の活性化につながるような対応ができればというふうに思ってますので、いろいろご意見が議員さん等ありましたらいただければと思います。以上です。

**○議長（高岡一万君）** 11番、浅野君。

**○11番（浅野 毅君）** いろんなことをクリアしなきゃいかんと思いますが、これからも将来に向かっていい方向で行けますように私どもも頑張りますんで、ひとつよろしく願います。以上です。

**○議長（高岡一万君）** お諮りいたします。ここで15分程度の休憩をいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、11時10分まで休憩いたします。休憩。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高岡一万君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に5番、石井信行君をお願いします。

○5番（石井信行君） 5番議員、石井信行です。初質問をさせていただきます。町長さんに、三つのお尋ねをいたします。

一つ目は、国民健康保険の県への運営移管についてです。昨年、8月10日に行われた、平成29年第2回矢掛町国民健康保険運営協議会に出された報告第3号に、平成20年から29年度までの10年間の年度別の医療費給付費が出ています。平成20年度の10億7,500万円からずっと始まって右肩上がりですといきまして、平成28年度ちょっと下がっていますが、29年度は13億7,500万円と推移しています。

一方、国保税のほうは平成23年の2億7,700万円からずっと推移して、だいたい同じように平成29年2億5,800万円と推移しています。そのグラフの上のところに、平成23年、25年、27年、28年、29年とそれぞれ、5,000万円、8,000万円、6,500万円、5,500万円、4,500万円と、基金を取り崩して医療費給付に回して、税率は平成20年度からずっと据え置いてきているということが書かれています。住民負担は増やすなという要望に応じて議会と町行政が一体となって努力してきたことが、この数字の上に表れているんだなと感心しました。昨日の、本会議の冒頭でも町長は、今年度の国保税の税率は据え置くと言われました。心強いかぎりです。

もう一つ、近隣の自治体と一世帯当たりの国保税を比べた表がありました。早島16万9,718円、井原15万3,686円、里庄13万9,730円、浅口13万3,498円、笠岡12万2,998円、これに対して矢掛町は、11万8,120円となっています。1人当たり7万2,074円です。ここにも、町と議会の努力の跡が見えます、とは言っても、他の協会健保とか組合健保と比べて、国民健康保険は倍近い保険料になるということに変わりはありません。

支払う側の高齢化、貧困化によって、平均所得が30年近く前の270万円、これ全国平均ですが、から、ここ2、3年の130万円台までに減少して支払い能力が大きく低下してきているのに、国庫負担が5割台から2割台まで削減されて、保険料が高騰しているという国保の構造的な問題は大きく横たわっていると思います。

実際ここ10年間、矢掛町の国保の滞納額は、各年度末の集計ですが2,000万円台を推移しています。6か月、2か月期限の、短期保険者証、資格証明書の受給者は、平成29年度末の集計ですが、71人を数えています。

民間機関の調べでは、昨年1年間に国民健康保険証がなくて、重症化、手遅れで63人の人が死亡しているそうです。この矢掛町でそうならないようにしなければならないと思います。町民の命と健康を守る事が何よりも大切です。

さて、町単独で運営してきた国民健康保険は、この4月から岡山県と共同して運営されることとなります。県の運営基本方針を見ると、持続可能な制度を維持するために、という言葉で、各自治体の赤字解消と保険料の平準化を目指しています。県が保険料を算定し、それを参考に市町村が保険料を決め、

決められた納付金を県に納めるというものです。

2017年の8月25日の岡山県長寿課の試算によると、矢掛町は30年度1人当たりの保険料は、昨年度比で11.34パーセント増の10万4,300円になっていました。この表の“注”，一番下に“注”がありました。平成28年度の保険料は，市町村独自の財源により低く抑えられている場合があると書いてありました。矢掛町が先ほど申しましたように，5,500万円の基金を取り崩して，保険料を据え置く努力をしていた年です。もう一つの“注”には，今回の試算結果は平成30年度の保険料水準を直接示すものではない，とも書いてあります。何か逃げのような感じがしましたが。

この新制度の都道府県化は，6年間サイクルで制度を見直すというのですが，最も心配されるのは，この制度と同時に，保険者努力支援制度という仕組みが本格的にスタートしたことです。

お医者さんにたくさんかかったら保険料をたくさん払うのは当たり前という理屈で受診を控えて医療費を抑えるか，保険料の負担増を我慢するか，二者択一を迫るものではないかと思います。そのための，自治体の採点基準が掲げてあります。

三つ。一つ目，市町村が国民健康保険の赤字削減を進めるよう都道府県が指導しているか。市町村が収納対策の強化をしているか。取り立てをちゃんと強めるようにしているか。都道府県がベッド数削減など医療費抑制の取り組みを行なっているか。これらの項目で，採点をし成績でよいとされた自治体に予算を重点配分するという仕組みが，保険者努力支援制度です。

しかし，急に保険料が上がると反発も大きいので激変緩和措置として，国の財源措置を含め，4段階に分けて都道府県，市町村にも指示をしています。これは，この今年の1月31日の全国会議で出されています。一つ目，各都道府県の納付金算定の際に，住民負担の激変が生じにくい計算方法を採用すること。採用する。

それから2番目，都道府県繰入金，これは28年度までは都道府県調整交付金と呼ばれていたものですが，この繰入金の一部を激変緩和の財源とすることを可能にする。

三つ目，3番目の段階として，市町村に激変緩和の財源を交付する，特例基金を国費で設ける。これは6年間の時限措置として300億円。300億円付属されています。

4番目，2018年度から投入する1,700億円の公費の一部を激変緩和の財源として活用する。と，4段階に分けてするということは出されていますが，新たな財源として投入したものは，先ほどの申しました3番の特例基金，6年間の時限措置300億円だけです。そのほかは，既存の財源やもともと投入が予定されていた公費の使用を変更したものにすぎません。

これに対して，全国知事会などの地方団体は，国保制度の改革の協議の中で，国保の構造問題の解決策として三つのことを大きく求めています。保険料を，せめて協会健保の保険料並みに引き下げのために，1兆円の公費負担をしてほしい，子育て世帯の国保料を高騰させる要因である均等割を見直してほしい，子どもの医療費無料化を行う自治体に対する国庫負担減額のペナルティをやめてほしい，などということを求めています。この立場は，町長も同じではないかと思います。町民の負担は今も耐えがたいのには，6年サイクルで見直して耐えられるようになるわけではないと思います。1世帯1万円の負担軽減策と業者に委託して無理な取り立てをさせない，ということを要望したいと思います。

改めてお尋ねします。町長は今年度は税率は上げないと明言されました。次年度以降も，どのような対処で町民を負担から守ってくださるおつもりなんでしょうか，お聞かせください。お願いします。

**○議長（高岡一万君）** 町長

**○町長（山野通彦君）** 5番議員の質問にお答えしたいと思いますが、国の制度、県の制度、どこへ町の役割があるのかという非常にわかりにくい質問だったろうというふうに思います。初めてとは言いながら、それぞれ勉強されてこられましたので、現状を知ってもらえる前提の中で答えをしたいというふうに思います。

まず、県営移管の問題、なぜこういうことになったのかということでございます。わかりやすく言えば、全国で転出・転入したときに、それぞれの県、市町村へ行くと税率が違う、なぜなの、という国民の声、そうしたらどうすればええかといえば、ほんまいや全国统一がいいんですけど。もう一つは、市町村によっても財政の状況が違います。小さい岡山県ですと1,000人未満の新庄村、西栗倉1,000人少々、こういうところはですね今の医療費の高い人で、一人でも何百万と掛かる医療がございます。そうしますと、もう財政がもたない、国保財政は、というようなことからスケールメリットとして県単位でやたらどうかという国の制度を、長年、国と県と検討してまいってようやくそれが実現のところへ来たということでもありますので、つまりいずれ、これは県下統一の税率になるだろう。

そこで、国のほうは県へゆだねておりますので、これ47都道府県、これから調べればもう一律にした県もあるというふうに思います。何県あるかわからない。そして岡山県は、経過的に統一しようという案を出してありまして27市町村それぞれ違います。なかなか一つにしますとですね、上と下がこうゆう差があるものを、ここへ持ってくれば、ここは下がるけど、この人は上がるということの中で、弾力的にやっっていこうという手法と制度であります。

そういう中で、今回わかりやすく質問の中ではね、なぜこの税率を据え置いたかということの説明したいと思いますが、去年の8月頃に町民の方も新聞を見られたというふうに思います。この制度になってですね、先ほどもちょっと話して下さったように矢掛町は医療費が1人当たり非常に高くございます。一昨年前には県下で第2位、わかりやすくこの井笠圏内で話をしてもですね、医療費一番高い、そういう背景がある中で、矢掛町は保険税が一番安くなっております。

それも、いろいろな要因があるんですけど、なぜそうなってきたかということに関しては、先ほど話もありましたが、過去の話をされましたが、ずっと10年ほど前にですね、矢掛町のこの国保会計蓄積の中で5億円ぐらいお金が、基金あったんですよ。これをどうするかその当時の議員はですね、「税率を下げなさい。」と、言った議員がおられます。私は、今後安定的にするためにもですね、下がった、上げた、下がった、するよりかという意味で選んでここまで来てですね少なくとも県へ行くまでにはですね、ぜひ、値上げしなくていきたいという思いの中で、それが実現できたという経緯もございます。

そういうことの中で、去年の8月に出た1人当たり約1万円ぐらい上がるだろうという情報が流れまして、これは大変だという気がして県知事、そしてまた、県の部長等へ、今までやれてこれたものが、これは、統合することによってマイナスになるということで交渉をしてまいりました。半年間ぐらい交渉する中でですね、理解が深まってきたというふうに思っております。その内容はどうかということが今、話しをしようられますように、保険者努力支援ですね、この中がまさしく矢掛町が行動とったのがこの評価の内容になっております。

多少ちょっと、たまたま今、データがきたんですけど、5月30日部長のほうから来ましてですね、この努力制度の結果が矢掛町は県下で2番目です、全国1,741あります中で166位という結果が出ておりまして、全国でも1割以内に入っている。矢掛町の実態は、そういう中で具体的に多少どういうことが努力したかと、項目ちょっと申しますと、特定健診受診率これを私は徹底的にですね、最初から県下

一をねらってきたんですけど、矢掛町が 57.26、全国では 36 パーセントなんですけど、それから今特定保健指導これが 76 パーセント、矢掛町は、全国では 23 パーセントなんですよね。それからジェネリックの問題がありますが、これは矢掛町 73 パーセント。全国では 69 パーセントですからほぼ違わないと思います。

もう一つはね、がん健診の受診率がありましてこれも矢掛町は 16 パーセント、全国では 14.5 パーセントくらいになる。こういう諸々と、もう一つは先ほど話が出ましてですね、収納状況、これも点数が高くはなっておりますですね、この状況によって評価するこのトータルの中でですね、矢掛町が据え置く状態の一つは医療費が高くて、かつ、なぜその据え置きができるかというのはこの努力が大きな要因にはなっておるとというのが一つはございます。そこは知っていただきながら、この据え置きということに関しては、私も選挙公約としてますので、昨日、冒頭にてですね、町民に訴えて報告をしたということで、今日皆さん、石井議員にもその旨になった経緯を説明したということでございます。これを末長くということはそう簡単ではありません。是非ですね、これはあと全部関連がありますので、これは特別会計で税は目的税です。必ず決算が 9 月には出てまいりますから仕組みを見ていただければね、収入がどういう構造で成り立ってるか、今言われますように、国の話になるとね、ここではできませんが国が制度をつくってます、制度、お互いはその制度に沿って運用しかないので、根幹の制度の問題についてはですね、これは国民全体がですね国へ行って要望する案件ということでございますと今質問の中でもそういうことの中からですね、今現在ができておるということを知っていただく中で、保険料の話も出てまいりましたが、無理の徴収とかありますけれども、これは、先ほどの仕組みはですね所得に応じて均等割・平等割ありますけれども、それも決められた制度の中でやっておりますので、つまり、それなりの所得がある人、それからない人には軽減税率とかいろいろ仕組みができております。そういう結果、税が確定してますので、基本的には納めていかなきゃならない、という仕組みになっております。同率じゃありません。そういうことは原則的に、努力をしていっしょにやっただけ、例えば徴収でもね、ほっとくんでなしにですね、徴収には行くということでございますので、基本的には無理な徴収はしてないということでありまして、困った人の場合には担当者にはですね、そこはよく見極めながら、困った人には、例えば生活保護、福祉の方と連携をとりながらやりなさいという指示をしておりますので、そういうことはないというふうに思っております。

それから話しの中でですね、基金の問題はですね、この会計はお金が残るような会計じゃありません。以前 10 年前となるとわかりませんが、いろいろな家庭の中でですね、医療費と税との過程の中で、国の補助金等の中で、なってきたんですけど、その上、先ほど言いましたようにほとんどゼロになってきた状況がございます。

今後も、それはどうなるか、金が残るようでしたらですね、そりゃ積み立てるというのは当然でありまして。私は決算が出るたびにですね、基金を積むべきなのか、繰り越しをやるべきなのか判断を私自身がしております、今は 1 年、次の年度が値上げをしないのか、据え置けるのかという状況でありますので、ぜひその辺は御理解いただければというふうに思います。そうしたちょっと話がありました、1 万円ぐらいの減額できないかということのお話がありましたけど、これはですねもう本末転倒でありまして、仕組みを見ればですね、この仕組みで税を減すということは、結果的に単純に思いますけどこの会計はどこまでも保健医療費、保険給付費も医療費ですね、これの資金と、それから国の制度と成り立っておりますので、この国の制度についてはですね矢掛町ではもう国に対しては要望団体しかありませんか

ら。こちらの健康づくりを今までも一生懸命やってきた、そこでですね、この決断の中にも医療費が私が町長になった12年前1番にこれ手掛けてきたんですけど、一昨年ぐらいまでちょっと頭打ちしてですね医療費が減りかけております。見ていただければ、28年、9年、これもですね据え置く要因にもなっております、ということでございますので、今後においてはですね、やはり基本は、健康づくり、これをしっかりと呼びかけてですね、楽しい人生、そして、この数字的にはこの会計で医療費の数字を見ていただければですね、これ上がっていくのにですね下げることにはなりませんので、この数字を税をいうんでなしに、やはり保険給付費とそしてこのお互いの職員から言わせばですね、最大限国の制度、今さっき言われました努力制度がありますね、これ点数が全部ついてますので高い点数のところへ努力して、できるだけ住民の負担を少なくしていくということになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 答弁をいただきました。新米議員で、よく分からぬまま、分からないことを分からないように聞いております。申し訳ございませんが、負担増はできるだけ避けたいと、まずはそれだけです。たったそれだけの思いで質問台に立っております。もう少し勉強して、町長さんたちが努力してこられた跡をもう少し学ばせていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。関連した質問ですが、現在継続している高校卒業までの医療費の無料化なんです、子育てのしやすいまちづくりにとっても大いに貢献してるんじゃないかと思うんです。難病の子、それからなかなか治りにくい病気の人にとって、その親にとってこの制度は本当にありがたい制度だと言われています。安心できる子育て支援策として、次年度以降も継続すべきだという町民の声に応えることを強く望みますが、御返答をお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 2点目の医療費の無料化継続ということでございます。まず振り返ってですねこの制度を作った時、これはですね、議員の立場から見の人たちから言わせば末永く是非やってほしいというのはあるんですが、かたやこれをしたことによって何が起きるかと言えば医療機関であります。医療機関の方々と話しますとですね、もう今の医療の状態というのは大変な状態であります。是非ですね、それぞれの病院のスタッフの方、病院行ってですね、長しゅう待たされるとか、いろんなことを聞かれるというふうに思いますね、行った側からはそうですけれど、受け側の病院から言わせばですね、もうほとんど救急医療から、それから今患者の対応も24時間の対応でするので大変な状況がございます。これは、私の目標と言えどこまでもですね、やっぱ少子化対策等々、特色のある政策でやったということがありますが、まあ丁度期限が30年度ということになってます。これについてはですね、ちょっと病院と話をしてきますと、受け側はいいんですけど無料でありますのでですね、俗に言う適正医療、なにかんでもその来る可能性があって医療の方は施設の方は非常に戸惑っておるところがあります。県内ではですね、そこを判断してですね、無料化でなしに有料と無料の判断をしておるところもあるようですけれども説明してるだけなんで、継続のことにしましてはですね、これから十分いろいろ決算が出てまいりますので、的確に判断してですね、その時期に決断をいたしたいというふうに思っておりますので気持ちの上ではですね、一つの大きな目玉というふうには思っておりますので、今年度中、当初予算等々ありますので、決算を全部分析したなかで決断したいというふうに思います。よろしく願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 5番，石井君。

**○5番（石井信行君）** 今お答えがありました，難病の方それから本当に治りにくい子どもや親にとっては本当にありがたい制度だということで，ぜひ，次年度も継続していただきたいということを強くお願いして三つ目の質問に移ります。

三つ目は，撤退したバートインターナショナルの問題です。町長さんと，バートインターナショナルの代表理事との間で交わされた貸借契約解約合意書の第1条に本契約について平成30年2月28日付をもって双方合意のもと契約を解約する，となっています。

第4条に乙，乙というのはあのバートのほうですが，乙は解約時において貸貸に伴う使用料の未払い金がある場合は平成30年4月30日までに，甲，矢掛町ですが，甲に全額支払うものとする。という項目があります。4月30日までに全額支払われたのか，もし支払われていたとすれば，どこの会計に入っているのか教えてください。

**○議長（高岡一万君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 今質問のことだけお答えしますと，今，完納なってます。当然，一般会計の方へ入ってきますので，来年の決算になろうかというふうに思いますが，4月30日にはちょっと間に合わなかったというふうに思いますが多少遅れて完納になっていますので，そのお金の歳入は30年度の決算になってくるということであります。当然，去年の分に入ってる分には29年度の決算におりますので，それ合わせてということになろうかと思えます。

失礼しました，ちょっと今ですけど5月30日までが出納閉鎖期間2か月ありますので，はい，その期間に入ったのは前の29年度に入りますので，そこまでは29年度の決算になろうかというふうに思えます。

**○議長（高岡一万君）** 5番，石井君。

**○5番（石井信行君）** お答えいただきました。その5月中で，29年度入るということですので，9月の決算にはこれが出てくるというふうにとらえればいいわけですね。わかりました。ありがとうございました。これで私の質問終了です。

**○議長（高岡一万君）** 次に8番，川上淳司君。

**○8番（川上淳司君）** 議席8番の川上淳司です。通告によりまして，質問させていただきます。

質問としましては，現在の井原線の経営及び車両の状況についてと，今後の井原線の設備更改の必要性についてお尋ねしたい。そして，現在岡山市，総社市，JRで検討されています桃太郎線へのLRTの導入を契機に，井原線へもLRTの導入をされていくべきではないかと思えますので，提案とさせていただきます。3点の質問をさせていただこうと思えます。よろしく願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長。

**○総務企画課（奥野隆俊君）** 8番，川上議員さんの井原線のLRT化という御質問にお答えをさせていただきます。

井原鉄道は，移動の足として地域の皆様に愛される鉄道を目指し営業をいたしております。平成11年1月の開業から，来年1月には開業20周年を迎えるというところでございます。その営業状況でございます，井原鉄道株式会社から提供いただいた資料によりますと，昨年（2019年）の輸送人員は，定期客，定期外客ともに，わずかに減少し前期を若干下回る114万人でしたが，4年連続で110万人を超え旅客運輸収入は，前期とほぼ同額の3億900万円と，3年連続3億円を上回っております。当期純利益は1,326

万 3,000 円と、3 年連続の黒字となっております。

井原鉄道では、経費削減対策及び企画乗車券の販売や、貸切ツアーの促進などの増収対策に努めておりますが、上下分離方式に準じた関係自治体の補助金約 1 億 7,000 万円ですけれども、これを受けての黒字ということをごさいます、少子高齢化、人口減少、軽油の価格の高騰、設備の老朽化など、楽観はできないところということをごさいます。

次に、車両の状況をごさいます。開業の際 1 2 両で運行開始し、その後特別列車といたしまして“夢やすらぎ号”を購入し、1 3 両で運行していましたが、その内 1 両を売却し、現在 1 2 両の車両で運行をいたしているとのことをごさいます。

また、今後の設備更新をごさいます。井原鉄道では当面、現有の車両、軌道の維持補修を基本としながら、必要に応じて設備の更新を行っているとのことをごさいます。なお、この下の部分の整備につきましては、上下分離方式に準じた関係自治体の補助対応ということになるものです。

次に、L R T 導入について、ごさいます。L R T、次世代、次世代型路面電車システムとは、ライト・レール・トランジットの略で、その導入の目的はバリアフリーの視点からの低床式、昇降時の段差が少ない、そういった車両の活用でありますとか、電停の改良によります、乗り降りをしやすくして、定時性、快適性などの面で優位性がある、渋滞緩和などの交通、道路交通を補完し、電化による人と環境に優しい公共交通として評価されているというところをごさいます。その導入にあたりましては、沿線の位置、地形、人口でありますとか、経済的要素、そういった地域が持つ特性や地域が抱える課題を解決ができるのか、L R T 化による効果がどの程度のものなのかという、そういったことを総合的に検討をした上で導入の是非が検討されるというふうを考えられると思います。

議員さん御指摘の吉備線桃太郎線の L R T 化の目的は吉備線と並走しております国道 180 号の渋滞が問題となっております、L R T 化は渋滞解消の切り札として期待され岡山市、総社市と J R 西日本が合意したところをごさいます。報道によりますと、全体計画はまだはっきりいたしません、素案では、吉備線の岡山・総社間これが 2 0.4 キロメートルで全線を電化して区間内に 7 駅を新設し、低床式の車両を導入いたします。低床車両を導入し、ノンステップで乗り降りに対応できる駅のバリアフリー化を行い、増便による運航頻度も増加いたします。初期投資は約 240 億円ということで、J R が 2 4 パーセント、岡山市が 2 9 パーセント、総社市が 9 パーセント、残りの 3 8 パーセントを国が負担します。維持管理コストが年間で 6 億円程度ということで、そのうちの 1 億円の修繕費は岡山・総社の両市が負担します。また、運賃は現状の利用者数では 2 割程度上がる見込みというふうな報道がされております。

これに井原線を置きかえてみますと、費用面では延長が吉備線の倍の 4 1.7 キロメートルで、電化工事、車両の購入、低床車両の対応のための駅の改修工事維持管理費等を勘案しますと莫大な経費が必要となり、これが運賃にも反映されると予測されることをごさいます。

井原鉄道では中期経営計画、これは平成 2 7 年から 3 1 年の計画ですけれどもこれに基づきまして、沿線住民の皆さんの利便性の向上や、関係団体と連携した広域交流による地域活性化に向けて取り組むとともに、経営努力を進めているところであり、L R T 化については現在検討していないということをごさいます。少子高齢化、沿線人口の減少、マイカー利用の進展などによりまして、井原線を取りまく環境は厳しいものをごさいます。

国を初め、岡山・広島両県、沿線関係自治体や地元企業関係者などの補助や、利用促進事業等の支援を受けながら運営している現状の井原線の経営状況の中では、L R T 化は非常に困難ではないかという

ふうに考えております。沿線地域の人口減少などがある中で、輸送人員は、4年連続で110万人を超えておりますが、まずは沿線地域の住民が井原線に乗ろうよというふうなマイルール意識の高揚を図る、そして、観光振興などによります交流人口拡大をして利用者確保するなどの利用促進を進めることが井原鉄道存続につながるのではないかというふうに思います。

井原線の利用促進、元気な町づくりを推進し、井原鉄道の維持存続の取り組みに議員の皆様はじめ地域住民の皆さんの御理解と御協力をお願いいたしまして、お答えとさせていただきたいと思います。

**○議長（高岡一万君）** 8番，川上君。

**○8番（川上淳司君）** はい。総務企画課長，御回答ありがとうございます。

存続をっていうふうなことが最後に言われましたが、逆ではないかなと思っておりまして、逆に攻撃をしていくっていう立場で私は議員をしておりますので、富山鉄道が市内からストレスなしで各地域へ行けるようになっております。

それを目指して、それぞれの市町村と検討する機会があれば、これを提案していただいて、攻撃していただきたいなというふうに、存続でなくて攻撃して、残していくというふうな格好でやっていただけないかなと思っておりますのでひとつよろしくをお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 攻撃ということでございますが、そういった御意見があったということは会議等でお知らせはしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 8番，川上君。

**○8番（川上淳司君）** どうもありがとうございます。あの大変きつい言葉を言うようですが、これから井原市は今、出張が、この岡山出張は、井原線で行くようにというふうなことが、出てるようなので、できましたら町の職員の方も、出張はなるべく井原線で行っていただくようお願いして私の質問は終わります。ありがとうございました。

**○議長（高岡一万君）** 2番，高月君。

**○2番（高月敏文君）** 議席2番，高月でございます。先の選挙では，“快適で元気なまちづくり 高月敏文”と言ってまいりました。1年生議員で、今回一般質問させていただきます。少し緊張気味ですがご容赦ください。

通告に従い、賑わい創出事業がもたらす地域の発展について、早々に質問させていただきます。矢掛町は観光に力を入れているのは実感しています。平成28年岡山県観光客動態調査報告書によりますと、矢掛町は平成24年20万2,000人、27年には28万5,000人で、28年にはさっき言われたように、先ほど産業観光課長の方から言われたように、28万8,000人と多くの人が矢掛町に観光に訪れております。その中でも矢掛町の観光の施設の一番の目的と言えば、矢掛本陣ではないかと私は今まで思っております。その中で矢掛本陣には、どれぐらいの人が観光に訪れているのか、お伺いしたいと思います。

また、第6次矢掛町振興計画「輝く未来、笑顔あふれる町づくりプラン」で魅力ある観光資源を磨き、積極的な宣伝活動を行うとともに、新たな賑わいや特産の創出により町の魅力化を推進、年間交流人口40万人を目指しますと平成28年3月発行の分にはありますが、1年経過した現在、どのような段階なのか、先ほどから花川議員とか、浅野議員が質問されて、山野町長、担当課長の説明を聞き、大体理解ができました。そのような中で、観光元年から3年が経過し交流人口が増加していますが、急増して

いますが、人口増対策として始めた賑わい創出事業は、矢掛地区以外の6地区にどのような波及効果があるのかお聞きしたく、産業観光課長さんの御答弁を求めます。

**○議長（高岡一万君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 2番、高月議員さんの賑わい創出事業がもたらす地域の発展についての御質問について、産業観光課からお答えをします。

まず、第1点目の御質問につきましては、矢掛町の観光施設の年間来場者数ということでございますが、議員さん御指摘のとおりでございます。また、矢掛本陣の平成29年度の入館者数は9,922人でございます。また町が目標としております40万人に到達するように新たな賑わいができるように、現在の施策を推進するとともに、PRにも積極的に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

次に、2点目の御質問、観光元年から3年が経過し、交流人口が急増しているが、人口増対策として始めた賑わい創出は、矢掛地区以外の6地区にはどういう効果があるのかという点でございますが、町長の指示により、平成26年度に創設した空き家改修補助事業につきまして、いろいろな効果が表われておりますが、特に大きなものを2点申し上げます。それは、空き家を活用した移住人口の増及び地元産品の消費拡大です。

また、平成26年度制度創設以来の実績累計ですが、矢掛町全体では空き家利用が50件で、移住は50世帯109人です。そのうち、矢掛地区以外の空き家利用は34件で、移住は34世帯90人です。矢掛町全体での空き家改修に係る総事業費は約1億695万円で、その内矢掛地区以外は、約5,050万円です。

また、町長の指示により岡山県下最高の補助制度である、空き家活用新規創業支援事業の活用は、10事業者で詳細は不明ですが、新たな雇用が計10人創出されております。

次に、地元産品の消費拡大ですが、先ほどの空き家活用新規創業支援事業の活用による事業者は、農産物を始め、地元産品の利用により消費拡大につながっております。

また、桃源郷はなしの里、みかわテラス、岡山元気集落である下高末集落、山ノ上集落、江良集落、羽無集落の4集落等も関連しており、矢掛町の賑わい創出に貢献しているものと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 2番、高月君。

**○2番（高月敏文君）** 御答弁ありがとうございました。空き家改修補助事業で、移住人口の増、地元産品の消費拡大につながることは非常に励みになります。今後のまちづくりへの方向性を伺うことができました。全体で、28万8,460人のうち、本陣は9,920人ということで、矢掛では数多くのイベント、施設に多くの人が来ていると思います。岡山県内近隣の倉敷、井原、高梁等の市町村と比較すると、矢掛町の交流人口の現状はどのようなものか、お聞きしたいので再質問として、担当課長の御答弁をお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 2番、高月議員さんの再質問にお答えします。

先ほどありました平成28年岡山県観光客動態調査報告書によりますと、倉敷美観地区38万5,000人、高梁地区23万1,000人、井原地区46万3,000人という近隣の状況でございます。以上ござい

ます。よろしく願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 2番，高月君。

**○2番（高月敏文君）** 御答弁ありがとうございました。近隣と比べまして，現在の観光人数はまだまだ40万人には達しないと思います。でも，我々のできること率先垂範して，行政が今一生懸命，企画・編成してくださっていること，その相乗効果を高めるためにも我々もしっかり情報提供をしてよりよいものを作り上げていくこと，これが本当の意味での町づくり，賑わい創出なのだと感じました。そういう町づくりをお願いし，質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（高岡一万君） 通告のありました方々からの，一般質問はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の本会議を明日7日木曜日の午前9時30分から再開いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の本会議は明日7日木曜日の午前9時30分から，再開することに決しましたので，御参集をお願いいたします。本日は御苦勞さまでした。

午前11時58分 散会

平成30年第3回矢掛町議会第2回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 平成30年6月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (散会) 午前 9時40分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	土 田 正 雄	出	10	高 岡 一 万	出
11	浅 野 毅	出	12	山 野 豊 久	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	武 井 道 忠
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	奥 野 隆 俊
町 民 課 長	稲 田 由 紀 子	保健福祉課長	小 川 公 一
産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正	建 設 課 長	渡 邊 孝 一
上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志	教 育 課 長	松 嶋 良 治
矢 掛 病 院 事 務 長	稲 田 欽 也	会 計 管 理 者	藤 原 徳 忠
介 護 老 人 保 健 施 設 務 長	丹 下 裕 之	総務企画課代理	堀 賢 一
総務企画課主幹	三 宅 伸 幸		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

- 日程第1 議案第47号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第48号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第2 議案第49号 町道の路線変更について
- 日程第3 議案第50号 平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第51号 工事請負契約の締結について（原ヶ市橋上部架設工事の請負契約の締結）

午前9時30分 開議

○議長（高岡一万君） 皆さん、おはようございます。

昨日の会議に引き続き、ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第47号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第48号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高岡一万君） 日程第1、議案第47号及び議案第48号を一括議題といたします。これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第47号及び議案第48号は、所管の常任委員会である産業福祉常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第48号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、所管の常任委員会である産業福祉常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第2 議案第49号 町道の路線変更について

○議長（高岡一万君） 日程第2、議案第49号を議題といたします。これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 討論を終結いたします。ただいまから採決を行います。議案第49号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号、町道の路線変更については原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第3 議案第50号 平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（高岡一万君） 日程第3、議案第50号を議題といたします。これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。5番、石井君。

○5番（石井信行君） 5番、石井です。この場でいいですか。

**○議長（高岡一万君）** はい。

**○5番（石井信行君）** 庁舎、省エネ設備の更新、それから、海洋センターの省エネ設備の更新、それから、給食センターの省エネ設備の更新となっていますが、この中身はどういうものか、ということと、それから、その中身が、ここでもし決定、議会で決定された後の手続、どういう手順で工事へ移るのかという辺りを教えてください。

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 省エネの更新ということで、施設が、先ほど申し上げられた施設ですけれども、庁舎につきましては、省エネとか、エコということで、二酸化炭素の削減というふうな目標が、今、国の方でも進められております。それに伴いまして、庁舎につきましては、空調の設備の更新ということで、計画をいたしております。

それから海洋センター、給食センターにつきましては、LED化これも省エネとかいうことでの、LED化というふうな内容ということがございます。

これは、国等の補助3分の2の補助を受けまして行うもので、今、国の方に採択の申請を行っております、決まりましたらこれから実際に工事に移っていくという形になります。

以上でございます。

**○議長（高岡一万君）** はい、副町長。

**○副町長（武井道忠君）** 5番、石井議員さんの御質問の件ですが、今後の手続というのはどういう意味か、今後どうなるのかというのはどういうふうに解釈したらよろしいでしょうかね。

**○議長（高岡一万君）** 5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** あの、ここで、議会で決まったら、どこかへ頼むか、計画を立てて、誰が計画してもらおうとか、発注するとかいうことをするようになると思うんですが、その手続を知りたい。

**○副町長（武井道忠君）** はい、基本的には、執行権の部門でございまして、御質問でございますのでお答えさせていただきます。これから、先ほど申しましたように、国・県の手続きが当然でございます。この認可を待つということも必要でございます。その後でございますが、当然我々の職員の裁量で物事ができるわけではございません。先ほど申しました、庁舎の方の冷暖房“チラー”といいますか、要するに本体の部分なんです、その更新等につきましても、これは一定の業者に、一応見積もりをそれぞれ出していただきまして、修繕でございますので、手続をとっていくと、それから、LEDの照明の関係はこれも電気が専門でございますので、電気業者等へ見積もりを取ってやるという手順でございます。

ですから、最終的には、当該年度に一応完成する方向でやっていこうというふうには思っております。以上でございます。

**○議長（高岡一万君）** はい、町長。

**○町長（山野通彦君）** この話は、私の方がしなきゃだめだと思いますが、今、事務的な話を職員側がしたというふうに思いますが、これは環境庁のお金、今、矢掛町でもいろいろな課題がございます、健全財政がなぜ保てるかというのが根本でありまして、あらゆる省庁の財源探しに入っております、国の3分の2というふうに言っておりますが、省庁担当と話をする中でですね、矢掛町の現状で何が活用できるかというのは、かなり、環境庁のお金も活用しながらやっておると。

今、この時期にやるというのは、国は、やはり期限があります。例えば今年だけとか、3年だけとか、

そういうことをみて矢掛町の現状を見ながら、何がやれるか、いうところを引っ張り出して、今の事業展開しておるといことは、御理解いただいて、普通の町の財源でこれだけのものをするといことは、非常に他の事業に影響がございます。そういう趣旨で、今回、計上しておるといことをちょっと申し上げておかなければならないといふうに思います。

手続は、当然、国の申請でありますから、これは許可がおりなんたら、出来ませんので、十分申請のチェックをした中で、ものをやっていく、事業はそっちの業者の方へお願いするとい内容のものです。

**○議長（高岡一万君）** 他に質疑はございませんか。はい、5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** はい、お答えありがとうございました。

もう一つ、その、この審査が、ここで議会に議決したとして、今、町長さんの方から御説明があったんで、少しわかったんですが、業者へ発注するとか、見積もりをとるとかいう、その業者はどういう形で決めるようになりますか、それを教えてください。

**○議長（高岡一万君）** 副町長。

**○副町長（武井道忠君）** はい、業者の決定につきましては、当然、庁舎内で協議を重ねる中で、決定してまいるといことでございます。入札等に関しましては、指名入札とかいうのもございます。それから、一般競争入札というのもございます。それぞれの状況によりまして、対応が変わってくるといことでございます。

**○議長（高岡一万君）** ほかに質疑はございませんか。

[なし]

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第50号は所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思ひます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、議案第50号、平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）については、予算決算常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第4 議案第51号 工事請負契約の締結について（原ヶ市橋上部架設工事の請負契約の締結）

○議長（高岡一万君） 日程第4、議案第51号を議題といたします。これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 質疑を終結いたします。これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。お諮りいたします。議案第51号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号、工事請負契約の締結について（原ヶ市橋上部架設工事の請負契約の締結）は原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

お諮りいたします。議事進行の都合上、本日はこの程度にとどめて散会とし、13日水曜日に再開したいと思ひます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって本日はこれにて散会とし、次の会議は、13日水曜日に再開することに決しました。

次に、常任委員会の開催についてお知らせいたします。明日午前9時30分から産業福祉常任委員会が、また午後1時30分から予算決算常任委員会が、いずれも全員協議会室において開催されますので、関係者の皆さんは御出席をお願いいたします。

それでは本日はこれをもって散会といたします。皆さんお疲れさまでした。

午前9時40分 散会

平成30年第3回矢掛町議会第2回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 平成30年6月13日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分  
 (議事) 午前 9時30分  
 (閉会) 午前 9時42分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 花 川 大 志 | 出          | 8        | 川 上 淳 司   | 出          |
| 9        | 土 田 正 雄 | 出          | 10       | 高 岡 一 万   | 出          |
| 11       | 浅 野 毅   | 出          | 12       | 山 野 豊 久   | 出          |



4. 説明のために出席した者の職氏名

|                     |           |           |         |
|---------------------|-----------|-----------|---------|
| 町 長                 | 山 野 通 彦   | 副 町 長     | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長               | 嶋 山 英 二   | 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 |
| 町 民 課 長             | 稲 田 由 紀 子 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産 業 観 光 課 長         | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上 下 水 道 課 長         | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢 掛 病 院 事 務 長       | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介 護 老 人 保 健 施 設 務 長 | 丹 下 裕 之   | 総務企画課代理   | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹             | 三 宅 伸 幸   |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治  
 書 記 笠 行 淳

## 6. 議事日程

- 日程第1 委員長報告 議案第47号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第48号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第50号 平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

午前9時30分 開議

**○議長（高岡一万君）** 皆さん、おはようございます。

7日の会議に引き続きまして、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 委員長報告 議案第47号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第48号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第50号 平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（高岡一万君） 日程第1、議案第47号、議案第48号及び議案第50号を一括議題とし委員長報告を行います。

本件は、去る7日の本会議において、委員会に審査付託されている案件で、その審査も終了しておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。

それではまず、産業福祉常任委員長、土田正雄君お願いいたします。土田委員長。

○9番（土田正雄君） それでは、命によりまして産業福祉常任委員会、委員長報告をいたします。

去る7日の本会議におきまして付託を受けました、議案第47号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第48号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての審査のため、6月8日全委員出席のもと産業福祉常任委員会を開催し、町長以下幹部職員の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に審査をいたしました。審査方法につきましては、議案第47号から議案順に審議いたしました。詳細な内容につきましては、ここでの説明は省略させていただきます。概要報告のみとさせていただきます。まず、議案第47号につきましては、近隣の市町村の状況についての質問があり、回答及び説明を受け、全会一致で了といたしました。

次に、議案第48号については、各施設の状況、支援員・指導員の人数、報酬等についての質問があり、回答及び説明を受け、全会一致で了といたしました。

審査結果といたしまして、内容に関して特段異議を唱える者はなく、全会一致で原案を了とした次第であります。

以上が産業福祉常任委員会に付託された案件の審査概要であります。補足すべき事項は他の委員さんをお願いして産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（高岡一万君） 次に、予算決算常任委員長、浅野毅君、お願いいたします。11番、浅野委員長。

○11番（浅野 毅君） それでは、命によりまして予算決算常任委員会、委員長報告をいたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第50号、平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）についての審査のため、去る8日に委員会を開催し、町長以下幹部職員の出席のもと慎重に審議い

たしました。審議の過程では、さまざまな質疑応答が行われました。詳細な内容につきましては、ここでの説明は省略させていただき、概要報告のみとさせていただきたいと思っております。

まず、質疑ではCATVネットワーク光加速促進事業補助金、観光施設改修工事費、指定管理委託料、債務負担行為補正、官民連携無電柱化支援事業補助金、住宅建設工事費、お楽しみ給食事業の内容等について質疑応答がありました。

審査結果といたしまして、内容に関して特段異議を唱える者はなく、全会一致で原案を了とした次第であります。

以上が、予算決算常任委員会に付託された案件の審査概要であります。補足すべき事項は、他の委員さんをお願いして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（高岡一万君） それぞれ委員長から付託案件の審査報告が終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 討論を終結いたします。ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第47号及び議案第48号の条例制定関係、議案第50号の補正予算関係は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第48号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第50号、平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決決定されました。

~~~~~

**○議長（高岡一万君）** お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営については、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会については、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

更に、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会は閉会することに決しました。

閉会にあたり町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山野通彦君）** 平成30年第3回矢掛町議会第2回定例会につきましては、9日間の会期でございましたが、上程いたしました人事案件2件をはじめ、条例改正や補正予算など計10議案につきまして慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり決定いただきまして、誠にありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました、貴重な御意見や御提言につきましては、今後十分に検討させていただきたいと存じますので、一層の御支援と御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

また、議会冒頭の御挨拶で申し上げましたが、今後、人口減少対策等さまざまな施策につきまして、町民を始め議会の御理解と御協力をいただきながら、職員共々一体となって、振興計画に沿ったまちづくりに取り組んでまいる所存でございます。

そうした中、テレビなど報道にもありましたが、昨日、イタリアのアルベルゴ ディフーズ協会のジャンカルロ ダッラーラ会長が役場に来られ、伝統的な複数の古民家を再生し、“アルベルゴ ディフーズ”いわゆる分散型ホテルに取り組む矢掛町と矢掛屋に対し、アジア初の認定証の交付を受けました。特に、同協会は分散型ホテルに取り組む自治体として“アルベルゴ ディフーズ タウン”を新たに設け、世界で初、第1号として矢掛町を認定していただくことができ、誠に名誉なことで嬉しく思っております。

これもひとえに、古民家を再生し賑わいのまちづくりを推進してきた観光・産業振興施策に、御賛同御協力を賜りました、町議会並びに町民の皆様にご心から感謝を申し上げ、皆さんと共に御祝いをしたいと思っております。もちろんこの認定がゴールではなくスタートと捉え、賑わいのまちづくりをさらに一層推進してまいる所存でございますので、今後ともご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、6月5日に中国地方の梅雨入りが発表され、豪雨による災害等も心配されるところでありますが、町民の皆様も十分注意を払っていただくとともに、防災関係者の御協力いただきながら、危機管理体制を整え、万全を期してまいりたいと考えております。

今後、夏場に向かうにつれまして、暑さも増して参ります。どうぞ、議員の皆様におかれましては御健康でお過ごしくださいますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

今日は、大変ありがとうございました。

**○議長（高岡一万君）** これをもって、平成30年第3回矢掛町議会第2回定例会を閉会といたします。

なお、この後まず庁舎の正面玄関にて、記念撮影をしたいと思っておりますので、1階の正面玄関の方へよろしく願いいたします。

引き続きまして、10時10分から、議会全員協議会を開催したいと思っておりますので、議員及び関係職員の皆さんは、全員協議会室へ御参集くださいますようお願いいたします。

それでは皆さん、お疲れさまでございました。

午前9時42分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員